

甲府市公共施設等総合管理計画



令和4年7月改訂版
甲府市

はじめに

甲府市は、明治22年の市制施行以来、周辺市町村との合併による市域の拡大や戦災復興、高度経済成長などを経る中で、様々な行政需要に応えるため、小・中学校や市営住宅をはじめとする公共施設、道路や水道・下水道などのインフラ資産の整備に取り組んでまいりました。



これらの高度経済成長期を中心に整備されてきた公共施設やインフラ資産が、今後30年間で一斉に更新時期を迎えることとなり、更新等にあたっては、人口減少や厳しい財政状況、さらに社会構造の変化に伴う市民ニーズの変化を的確に捉え、将来の甲府市にとって本当に必要なものは何かを、しっかりと見定めていく必要があります。

このようなことから、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的として、「甲府市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づく公共施設等マネジメントを推進し、市民の皆様に必要なサービスの水準を維持しながら、次世代に継承できる公共施設等の適正化に取り組んでまいり所存でありますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

甲府市長 樋口 雄一

目次

1. 計画策定の背景と目的	1
1.1. 背景と目的	1
1.2. 計画の構成	2
1.3. 計画の位置づけ	3
1.4. 計画期間	4
1.5. 対象施設	5
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し	6
2.1. 人口の現状と見通し	6
2.2. 財政の状況	7
(1) 歳入（普通会計※1）	7
(2) 歳出（普通会計）	7
2.3. 公共施設等の状況と更新等費用の見通し	8
(1) 公共施設の状況	8
(2) インフラ資産の状況	13
(3) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し	14
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	16
3.1. 現状や課題に関する基本認識	16
(1) 市の将来像を見据えた公共施設等のあり方	16
(2) 効果的かつ効率的な公共サービスの提供	16
(3) 公共施設等の維持管理にかかる負担の軽減	16
3.2. 公共施設等マネジメントの基本方針	17
3.3. 保有量の目標	19
(1) 公共施設	19
(2) インフラ資産	20
3.4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	21
(1) 点検・診断及び安全確保の実施方針	21
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	21
(3) 耐震化及び長寿命化の実施方針	22
(4) 統合や廃止の推進方針	23
(5) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策	26
(6) ユニバーサルデザイン化推進方針	26
(7) 脱炭素化の推進方針	27

(8) 地方公会計（固定資産台帳）の活用方針	27
(9) 資産の利活用や処分に関する基本方針	27
(10) 広域連携推進方針	27
(11) まちづくりにおける各種計画及び国県管理施設との連携方針	27

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 28

4.1. 公共施設	28
4.2. インフラ資産	30
(1) 道路、橋りょう、トンネル	30
(2) 上水道	30
(3) 下水道、雨水渠	30
(4) 簡易水道	31
(5) 農道、林道	31
(6) 農業集落排水、農業用灌漑用水	31

5. 公共施設等マネジメントの推進体制 32

5.1. 全庁的な取組体	32
5.2. 情報管理・共有のあり方	33
5.3. 事前協議制度の構築	34
5.4. フォローアップの実施方針	35

1. 計画策定の背景と目的

1.1. 背景と目的

我が国においては、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の老朽化対策が大きな課題となっており、今後、人口減少、少子高齢化の進行等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を検討することが必要となっています。

このような状況を踏まえ、国では、平成 25 年 11 月「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

こうした中、平成 26 年 4 月、総務省は全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行いました。これにより、すべての地方公共団体は、庁舎・学校・公営住宅などの公共施設、道路・橋りょう・水道・下水道などのインフラ資産といったすべての公共施設等を対象として、10 年以上の視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコスト（LCC）※に配慮した公共施設等総合管理計画を平成 28 年度までに策定することを要請されています。

本市では、昭和 40 年代から 60 年代にかけて、学校・市営住宅など多くの公共施設や、水道・橋りょうなどインフラ資産を整備してきました。現在、これらの施設の多くは、建設後 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、順次改修等に取り組んでおりますが、今後、その費用は、ますます膨大になることが予測されます。また、財政面においては、人口減少に伴う税収の伸び悩みや高齢化社会の進行に伴う社会保障関係費の増大による歳出の増加も想定されていることから、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことは困難な状況が予測されます。

今後の人口減少、少子高齢化の進行は避けられない状況にあります。その中で、安全で持続的な市民サービスを提供していくためには、社会情勢の変化に対応しながら、効率的・効果的な公共施設等の整備及び管理運営に努める必要があります。

こうしたことから、甲府市公共施設等総合管理計画は、本市における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

※ライフサイクルコスト（LCC）
公共施設等の企画・設計から維持管理、廃棄に至る過程（ライフサイクル）

1.2. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

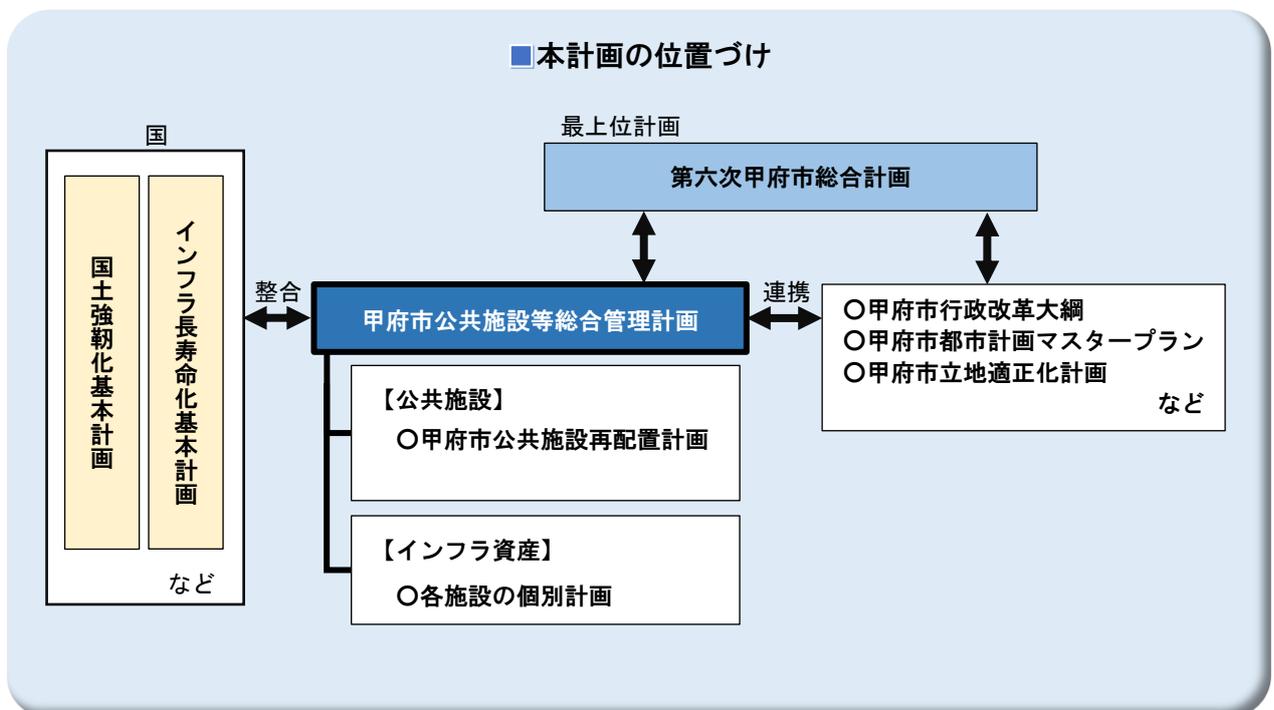


1.3. 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月に策定した国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

本市の計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するものであり、今後の各施設の個別計画の指針となるものです。

また、最上位計画である「第六次甲府市総合計画」のもと、「甲府市行政改革大綱」及び「甲府市都市計画マスタープラン」などとの連携を図り、各施策・事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。

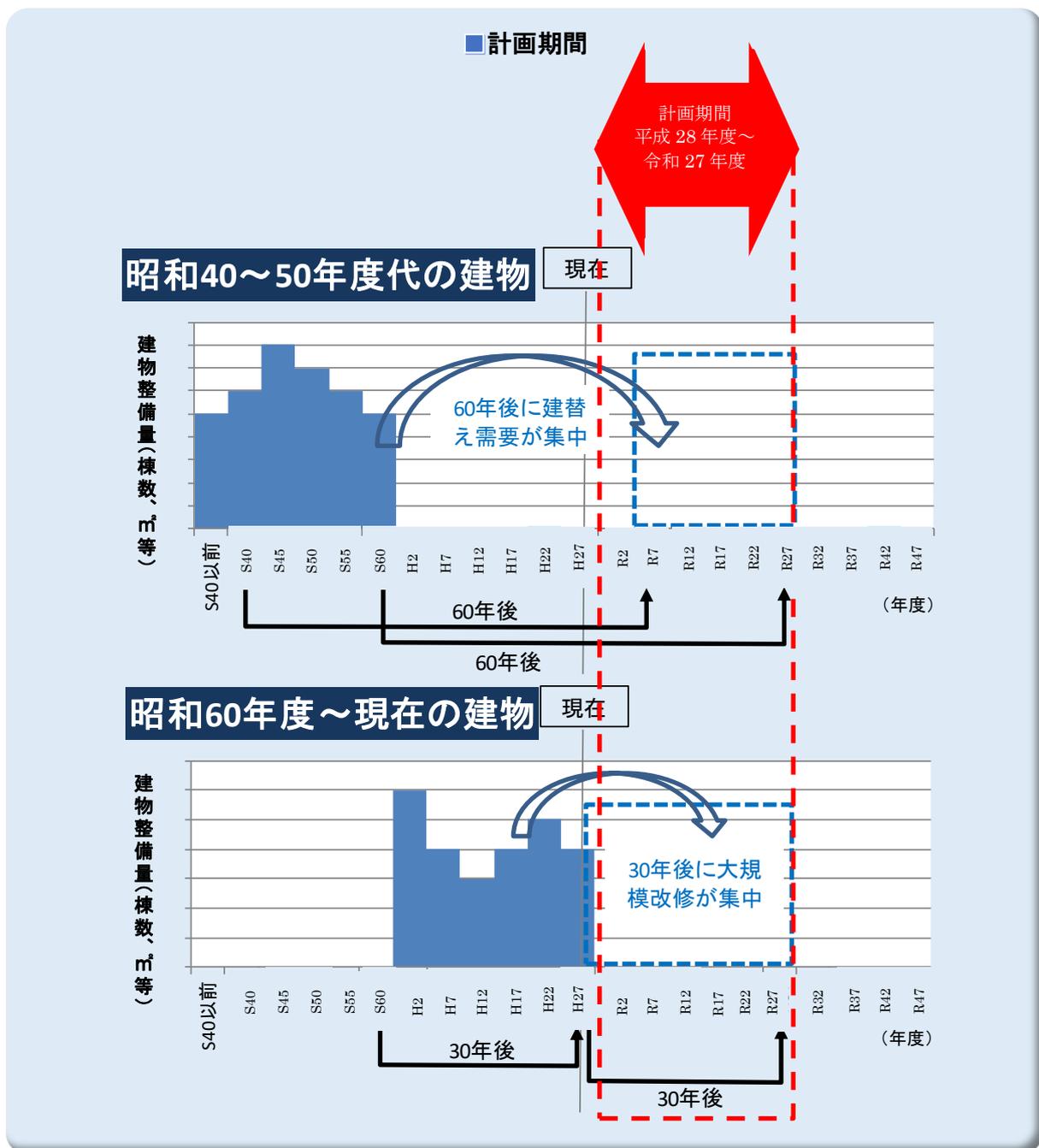


1.4. 計画期間

本計画の計画期間は、今後 30 年の間に公共施設等の更新等の時期が集中することや、公共施設等の計画的な管理運営においては、中長期的な視点が不可欠であることを踏まえ、平成 28 年度から令和 27 年度までの 30 年とします。

なお、10 年間の期ごとに見直すことを基本とするとともに、今後の上位計画などの見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行うものとします。

計画期間 30 年（平成 28 年度から令和 27 年度まで）

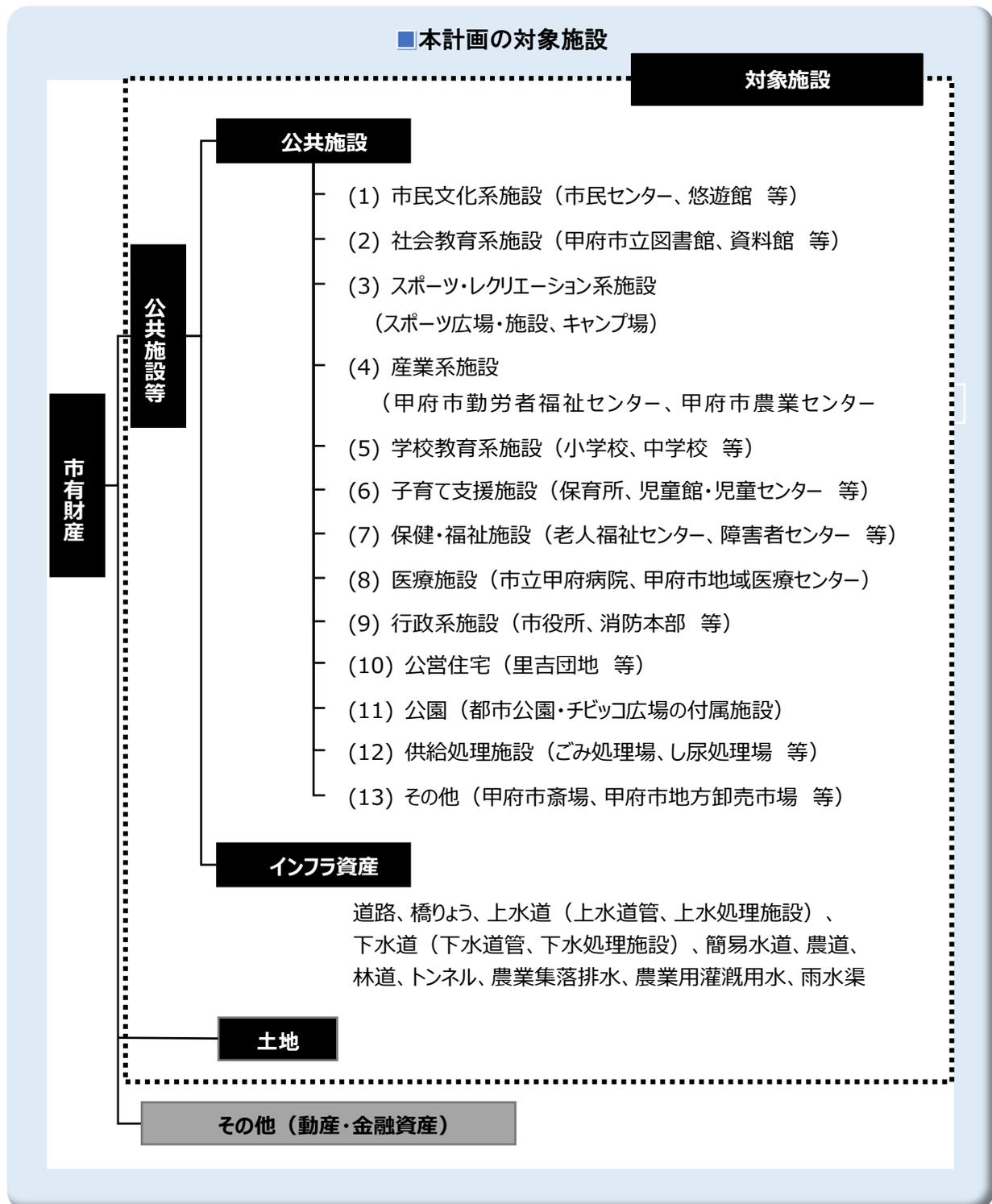


1.5. 対象施設

本計画の対象は市有財産のうち、公共施設、インフラ資産及び土地とします。

公共施設については、市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設などの13分類を、また、インフラ資産については、道路（市道）、橋りょう、上水道、下水道などの11分類を対象として現状等の把握や適正な施設管理の基本的な方針を検討します。

また、土地については、取得や利用の経緯を踏まえ、将来の利用可能性など中長期的な視点や、維持費等を考慮して、最適な活用方法を検討します。

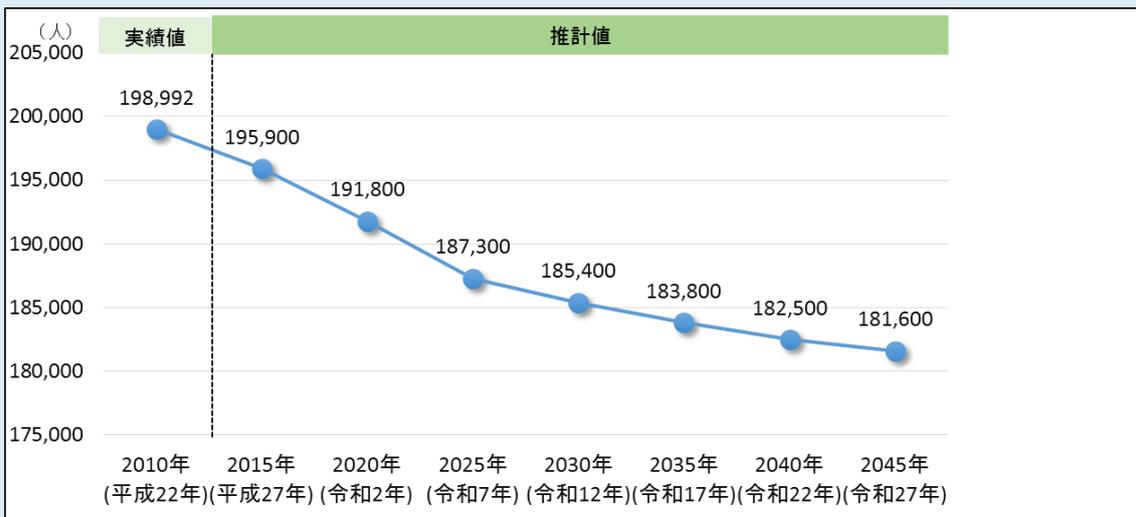


2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.1. 人口の現状と見通し

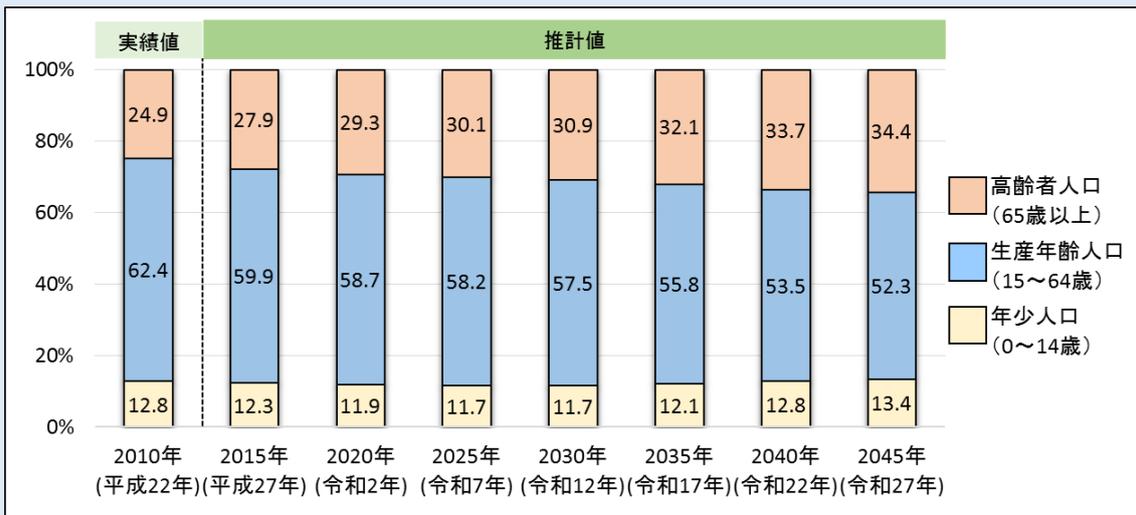
平成 22 年の本市の人口は約 20 万人であり、令和 27 年には約 18 万人と推計しています。
 年齢 3 階層別将来人口割合をみると、平成 22 年の生産年齢人口^{*}は 62.4%、高齢者人口は 24.9%となっています。令和 27 年には生産年齢人口が 52.3%、高齢者人口は 34.4%となる見通しとなっています。

■ 将来展望における推計



※推計値は、10 の位を四捨五入し、100 の位まで表記しています。

■ 年齢 3 階層別人口割合



※人口割合は、小数第二位で四捨五入しています。

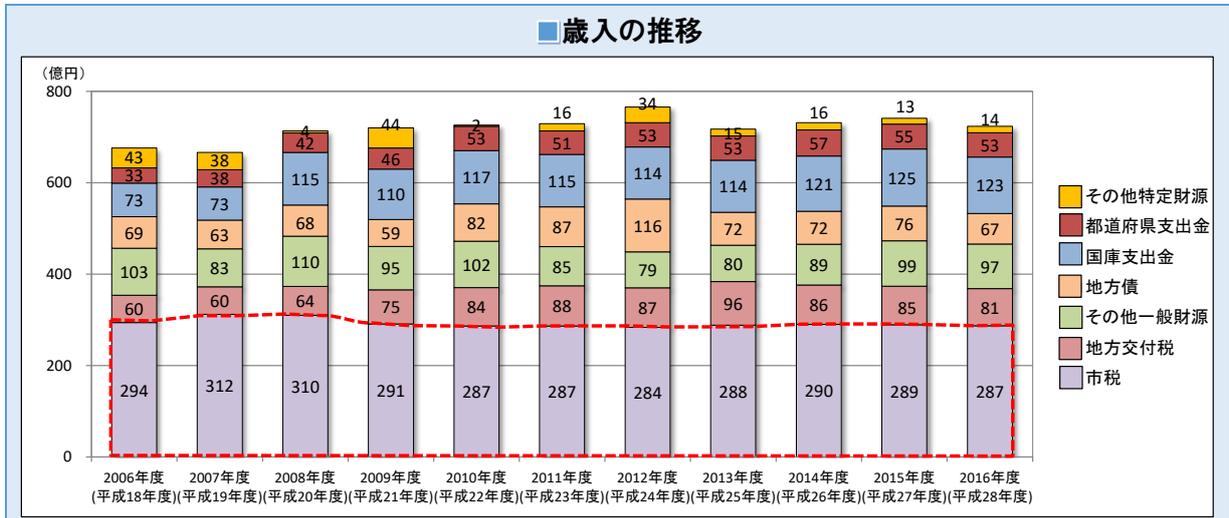
出典：甲府市人口ビジョン

※生産年齢人口：年齢 3 階層別人口の内、労働者の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口。

2.2. 財政の状況

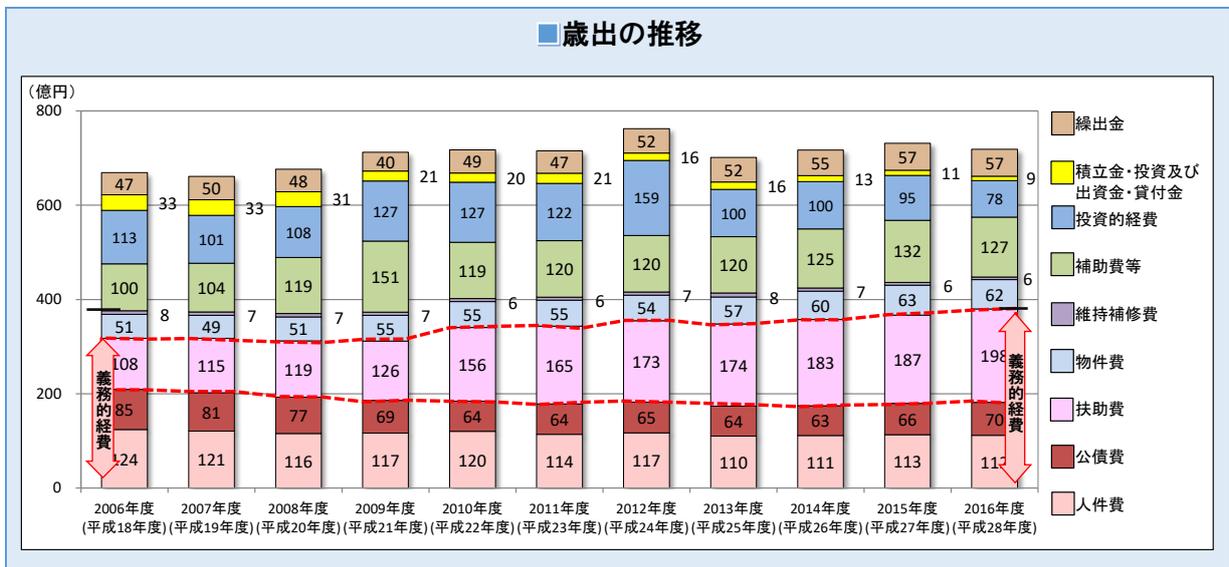
(1) 歳入（普通会計※1）

市税については、平成19年度の312億円をピークに減少し、平成28年度の歳入に占める割合は39.7%となっています。今後、高齢化の進行に伴い生産年齢人口の減少が見込まれることから、市税の増収は期待できない状況にあります。



(2) 歳出（普通会計）

義務的経費※2の内、人件費と公債費は減少傾向にあるものの、扶助費※3は高齢化の進行等により増加傾向にあり、義務的経費全体は増加しています。公共施設等の整備に要する投資的経費※4は、平成28年度は78億円で、歳出に占める割合は10.8%となっています。



※1 普通会計：公営事業会計以外の会計を総称して一つの会計としてまとめたもの。

※2 義務的経費：人件費・扶助費・公債費の合計で、必ず支出が必要となる固定的な経費

※3 扶助費：社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者等に対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。（生活保護費、児童手当等）

※4 投資的経費：支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費。（普通建設事業費、災害復旧事業費等）

2.3. 公共施設等の状況と更新等費用の見通し

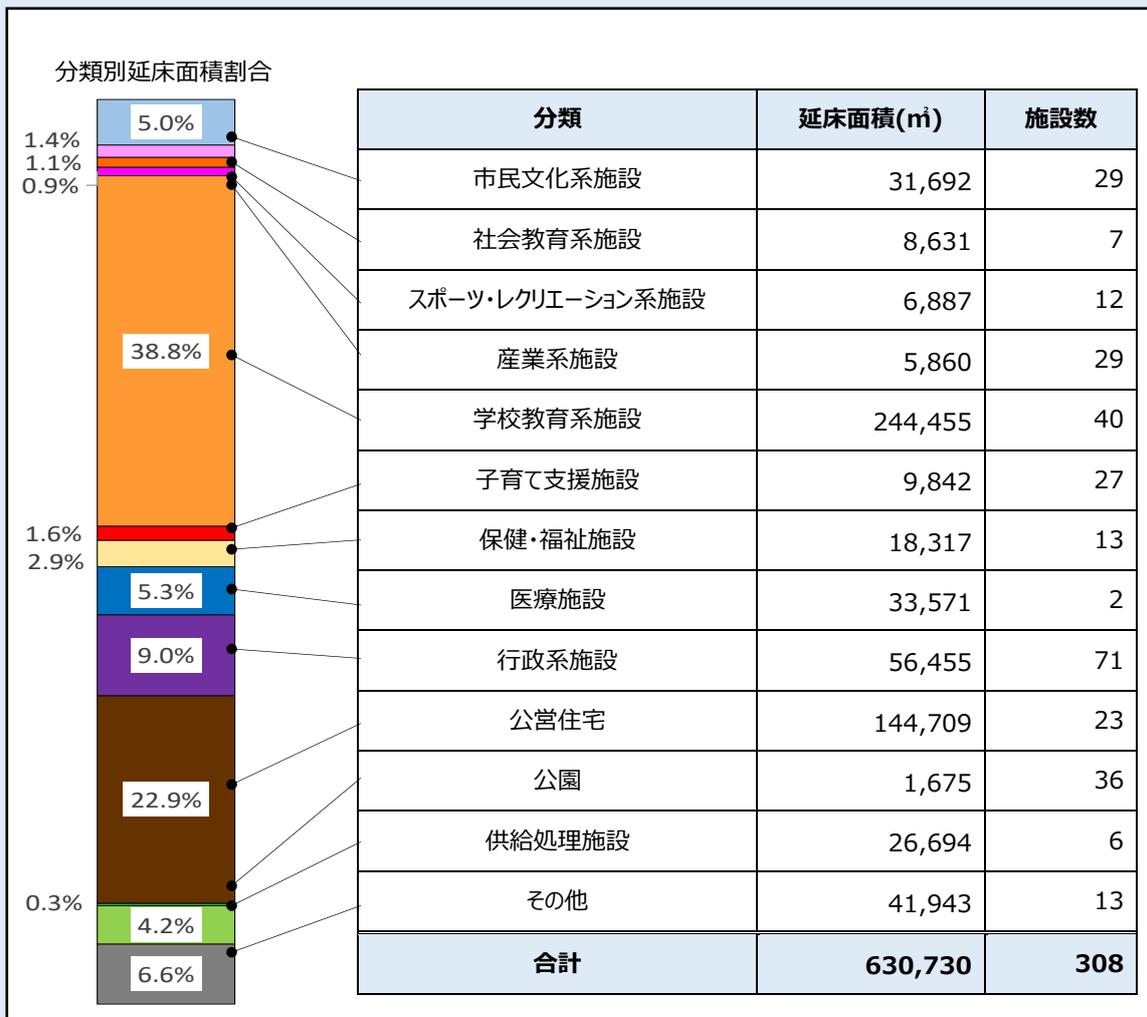
(1) 公共施設の状況

① 保有状況

本市の公共施設は、308 施設（平成 27 年度末）であり、延床面積の合計は 630,730 m²です。施設類型別でみると、施設数が最も多いのは行政系施設の 71 施設で、施設数全体の 23.1%となっています。公共施設の延床面積は、学校教育系施設が 244,455 m²で最も多く、全体の 38.8%を占めています。次いで、公営住宅(144,709 m²、22.9%)、行政系施設(56,455 m²、9.0%)の順となっています。

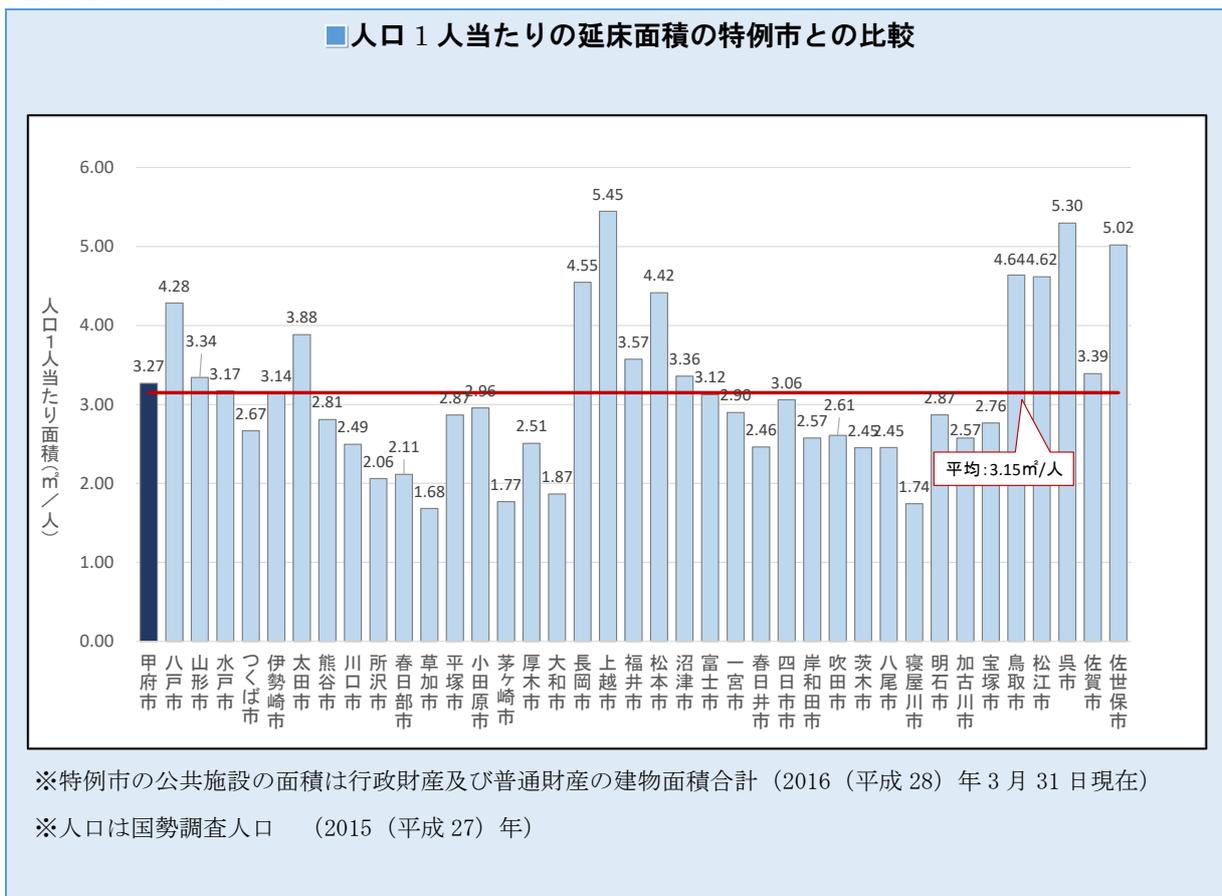
なお、本市の市民一人当たりの公共施設の延床面積は、3.27 m²/人であり、特例市※の平均である 3.15 m²/人をやや上回っています。

■ 分類別の施設数と延床面積（平成 27 年度末）



※分類別の延床面積は、小数点以下を四捨五入。

類似団体との比較



※特例市

2000（平成12）年4月の地方自治法の改正により創設された都市制度。人口20万人以上の市に一般の市よりも多くの権限を与えることによって、地域の実情に即した個性あるまちづくりを、自らの責任と判断で迅速かつ的確に行うことができる制度。

2015（平成27）年4月1日より特例市制度は廃止され、中核市制度に統合された。

②施設保有量（延床面積）の推移

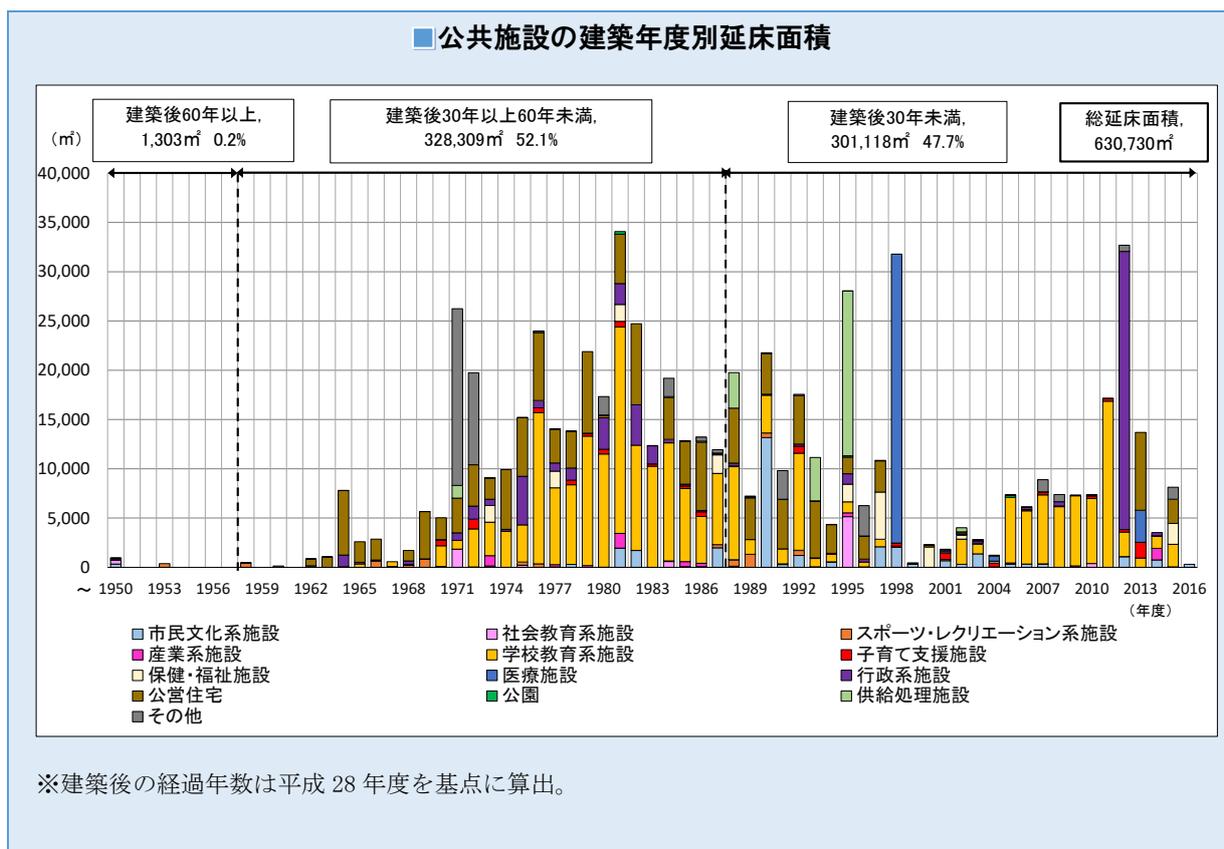
本市の公共施設保有量の推移は、資料編（18ページ）のとおりです。

③年度別建築状況

本市の公共施設の建築年度別の延床面積の状況をみると、昭和40年代後半から昭和60年代までの間に、多くの公共施設を整備されています。

また、建築後30年以上経過した施設の延床面積は、329,612㎡で全体の52.3%を占めています。

一般的に、鉄筋コンクリート造の建物は、建築後30年程度で大規模改修、60年程度で建替えが必要になるとされており、今後、これらの施設のあり方が大きな課題になることが見込まれます。

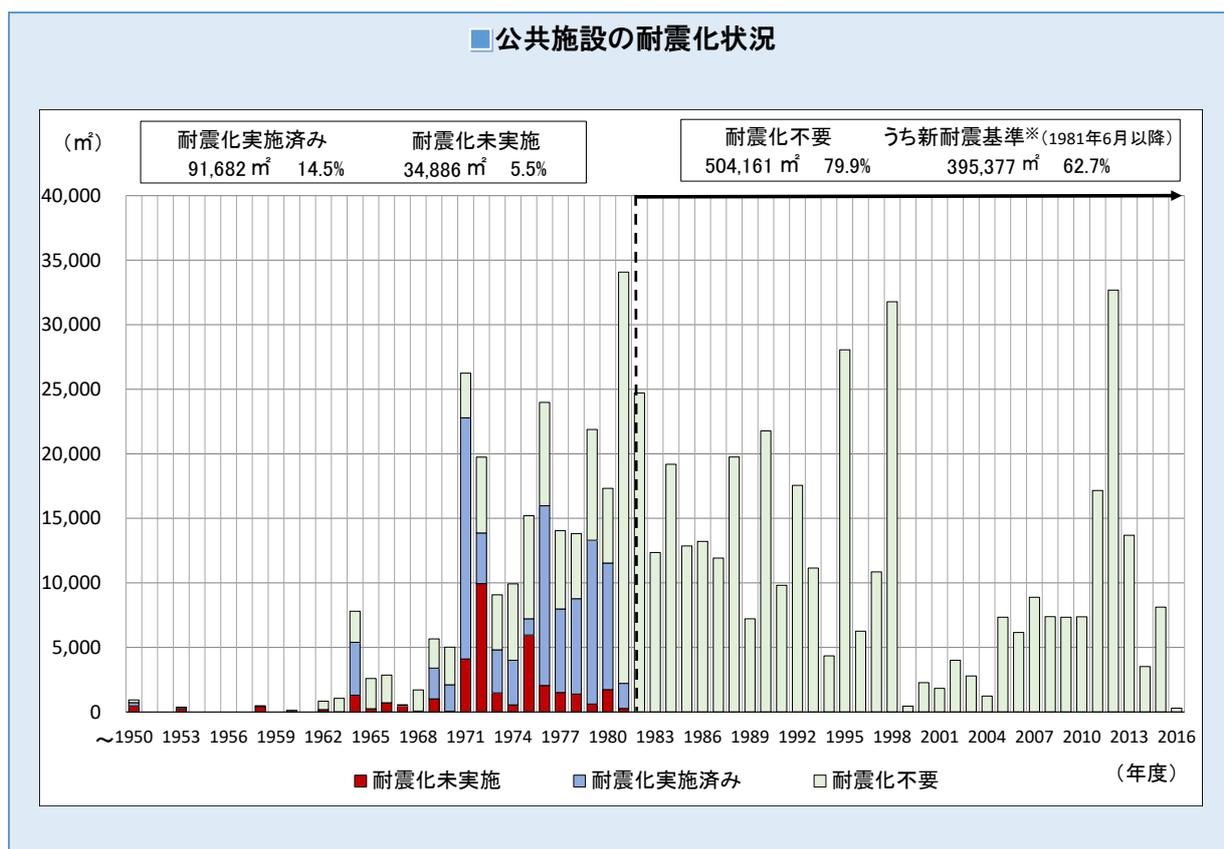


④耐震化状況

新耐震基準[※]の公共施設の延床面積は 395,377 m²で全体の 62.7%を占めています。

旧耐震基準[※]の公共施設のうち既に耐震化されている施設は、全体の 14.5% (延床面積 : 91,682 m²) で、耐震化未実施の施設は全体の 5.5% (延床面積 : 34,886 m²) となっています。

なお、学校施設 (校舎、屋内運動場) については、すべて耐震化は完了しています。



※旧耐震基準

建築物の設計において適用される地震 (中地震 : 震度 5 程度) に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 5 月 31 日までの建築確認において適用されていた基準

※新耐震基準

建築物の設計において適用される地震 (大地震 : 震度 6 強) に耐えることのできる構造として、1981 (昭和 56) 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準。

⑤ユニバーサルデザイン化の対応状況

本市の保有する公共施設 308 施設の内、堰や倉庫等を除いた 265 施設におけるユニバーサルデザイン化の対応率は、通路 39.25%、駐車場 27.58%、トイレ 42.26%となっています。

また、265 施設の内、2 階以上の建物がある施設は全部で 138 施設あり、エレベーターの設置率は、全体で 16.67%となっています。

■分類別ユニバーサルデザイン対応率

分類	施設数	通路等※1	駐車場※2	トイレ※3	2階以上施設数	エレベーター※4
市民文化系施設	29	82.76%	55.17%	79.31%	14	50.00%
社会教育系施設	7	57.14%	14.29%	42.86%	5	40.00%
スポーツ・レクリエーション系施設	11	27.27%	0.00%	36.36%	2	0.00%
産業系施設	8	25.00%	0.00%	12.50%	2	0.00%
学校教育系施設	40	97.50%	95.00%	92.50%	40	0.00%
子育て支援施設	27	11.11%	0.00%	7.41%	10	10.00%
保健・福祉施設	13	100.00%	53.85%	100.00%	8	75.00%
医療施設	2	100.00%	50.00%	100.00%	2	100.00%
行政系施設	53	16.98%	11.32%	13.21%	29	10.34%
公営住宅	23	4.35%	4.35%	17.39%	17	5.88%
公園	36	0.00%	0.00%	22.22%	2	0.00%
供給処理施設	6	16.67%	16.67%	16.67%	5	20.00%
その他	10	30.00%	20.00%	70.00%	2	0.00%
合計	265	39.25%	27.58%	42.26%	138	16.67%

※分類別の対応割合は、小数点第三位を四捨五入。

※1 通路等

出入口の段差に対応している施設の割合。

※2 駐車場

車いす利用者用駐車施設を整備している施設の割合。

※3 トイレ

オストメイト対応トイレ又は車椅子用トイレを整備している施設の割合。

※4 エレベーター

地上 2 階以上の建物で、エレベーターを設置している施設の割合。

(2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、市民の生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。これまで多くの施設が整備されてきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。

本市の主なインフラ資産の保有量は以下に示すとおりです。

■インフラ資産の施設数等

分類	数量等	
道路（市道）	約 675.7 km	
橋りょう	573 本	
上水道	管路	約 1,430.9 km
	附帯施設 （浄水場）	2 施設 13,638 m ²
下水道	管路	約 894.9 km
	附帯施設 （浄化センター、ポンプ場）	3 施設 27,651 m ²
簡易水道	約 28.3 km	
農道	約 310.6 km	
林道	約 61.5 km（造林作業路を除く）	
トンネル	約 0.5 km	
農業集落排水	約 7.8 km（管路延長）	
農業用灌漑用水	約 213.6 ha（受益面積）	
雨水渠	約 271.2 km	

平成 25 年度末現在

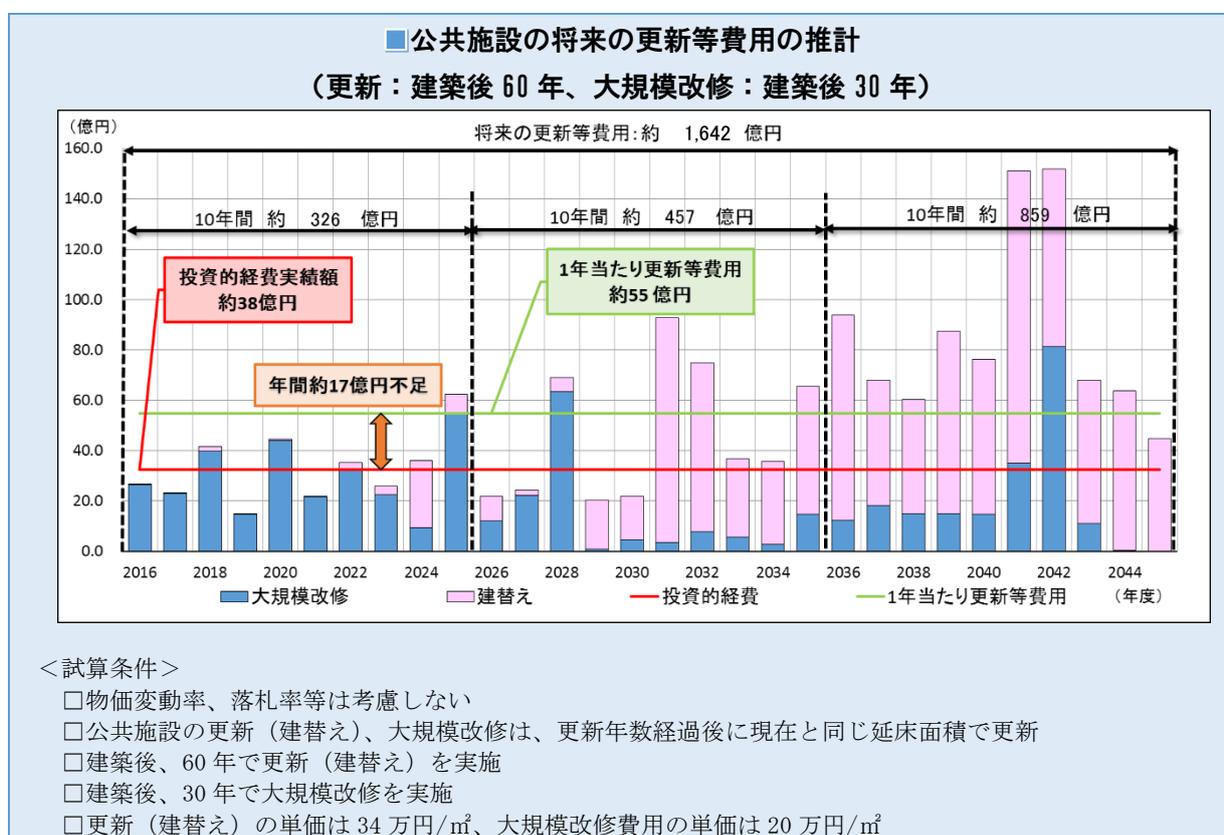
(3) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

① 公共施設

計画期間である30年後の令和27年度までに、公共施設の大規模改修及び建替えに係る更新等費用の総額を約1,642億円と試算しています。

この更新等費用を1年当りに換算すると約55億円となり、将来の公共施設の更新等に要する投資的経費実績額*が1年当たり約38億円であることから、年間約17億円が不足することになります。

10年ごとにみると、平成28年度から令和7年度には、主に大規模改修に伴う費用を中心に約326億円の費用が、その後は更新費用を中心に、令和8年度から令和17年度には457億円、令和18年度から令和27年度には約859億円の費用が必要になると想定されます。このことから今後、施設の改修や更新を行う際にはその必要性を十分検討し、計画的な実施により費用負担の平準化を図っていくことが求められます。



※投資的経費実績額

公共施設の投資的経費には、建替え及び改修等、既存の公共施設を更新等するための経費（既存更新分）、新たな公共施設を建設するための経費（新規整備分）、公共施設を建設するために用地を取得するための経費（用地取得分）がある。総合管理計画では、今後の施設整備を抑制する観点から、既存更新分に新規整備分の半分及び用地取得分を加えた約38億円（2010（平成22）年度から2014（平成26）年度の5ヵ年平均）を投資的経費実績額としている。

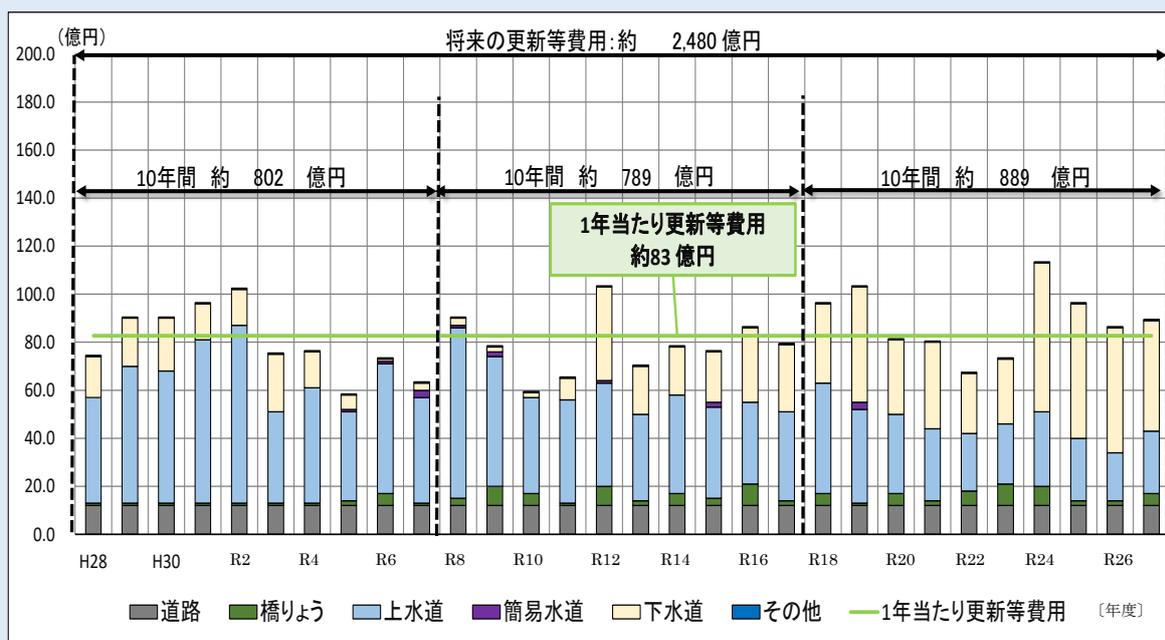
- 普通会計の投資的経費：公共施設にかかる既存更新分の平均（庁舎の建替え費用を除いた平成22年度から平成26年度の5ヵ年平均）
- 企業会計の投資的経費：市立病院、地方卸売市場、上下水道局にかかる既存更新分の平均（平成22年度から平成26年度の5ヵ年平均）

②インフラ資産

計画期間である30年後の令和27年度までにインフラ資産の更新等にかかる費用の総額は、約2,480億円と試算され、1年当たりには換算すると約83億円が必要となります。

本市では、これまで主としてインフラ資産の新規整備に投資してきましたが、今後は既存資産の更新等に多額の費用がかかることが見込まれます。

■インフラ資産の将来の更新等費用の推計



<試算条件>

【道路】

- ・更新年数：15年
- ・更新費用：全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定
- ・更新費用単価：道路（1級、2級、その他）：4,700円/m²、自転車歩行者道：2,700円/m²

【橋りょう】

- ・更新年数：60年
- ・更新費用：「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用
- ・建設年度が不明の橋りょう：平成28年度から令和27年度の30年間で処理
- ・更新年数を超えている橋りょう：試算時点で更新年数を経過している場合、更新費用を平成28年から5年間で均等に振分け

【上下水道施設】

- ・更新年数：上水道管：40年、下水道管：50年
 - ・更新費用：「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用
 - ・建築年度が不明の上下水道管：平成28年度から令和27年度で処理（更新費用を30年間で均等に振分け）
 - ・耐用年数を超えている上下水道管：試算時点で更新年数を経過している場合、更新費用を平成28年から5年間で均等に振分け
 - ・上下水処理施設：公共施設と同様に算出
- ※簡易水道については上水道と同じ条件で算出

【その他】

- ・各インフラ資産の投資的経費のうち、既存更新分の5カ年の平均を計上

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1. 現状や課題に関する基本認識

(1) 市の将来像を見据えた公共施設等のあり方

本市の将来人口は、少子高齢化が顕著になっていく見通しとなっています。財政面においては、その影響から税収の伸び悩みや社会保障関係費の増大による歳出の増加が見込まれます。

このようなことから、将来の公共施設等の改修・更新にかかる費用は、全体的に抑えるとともに平準化させることが必要であります。今後の公共施設等の更新・改修については、中長期的な視点による計画的再編成及び長寿命化等を推進する中で、甲府市都市計画マスタープランや、甲府市立地適正化計画と連携を図る中で、適正な規模や配置などを検討していく必要があります。

また、本市では、県都として、甲府圏域発展のリーダーとして、魅力ある都市づくりを進めるため、平成31年4月に中核市[※]へ移行しました。そのため、適正配置の検討にあたっては、県や周辺市町との広域連携にも留意する必要があります。

なお、市民アンケートにおいても、「運営コストを考慮した施設の統廃合や機能の複合化」の検討が求められています。

(2) 効果的かつ効率的な公共サービスの提供

本市は山梨県の県庁所在地であり、県所管の施設も数多く立地しています。国の指針では、「類似施設や民間施設との連携も考慮した公共施設の配置」の方策の検討が求められています。施設配置の検討にあたっては、県所管施設や民間の類似施設とのバランスを考慮したうえで需要への対応を検討していく必要があります。

また、高齢化の進行に伴い施設利用者のニーズも多様化していることから、利用者の安全確保を前提としながら、利便性の高い施設としていく必要があります。

そのためには、今後の社会・経済情勢の変化や市民ニーズをしっかりと捉え、効果的かつ効果的な公共サービスを提供していくことが重要となります。

(3) 公共施設等の維持管理にかかる負担の軽減

将来の市税収入の伸び悩みや義務的経費の増大が予測される中、投資的経費や維持補修費に充当される財源の確保は一層厳しい状況になることが想定されます。

将来の更新等費用の試算結果をみると、今後、改修・更新時期を迎える公共施設等が多く、財政面での負担が大きくなることが懸念されるため、維持管理にかかる費用の抑制や平準化を図っていく必要があります。

※中核市：人口20万人以上の市の事務権限を強化し、できる限り市民の身近なところで行政を行なうことができるようにした都市制度。施行時特例市については、平成32年3月31日まで人口20万未満であっても中核市の指定を受けることができる。

3.2. 公共施設等マネジメントの基本方針

本市の公共施設については、現状や課題に対する基本認識を踏まえた上で、全体最適化を見据えたマネジメントを推進していく必要があります。今後は、市民ニーズを的確に捉え、必要となる公共施設については、計画的な予防保全による長寿命化を図り、機能が重複している施設や利用が低調な施設については実情を検証し、施設総量の最適化を進めていきます。

なお、新たな施設整備を行う際には、既存施設の有効利用、県や周辺市町との広域連携、民間施設の活用など、新たな施設の建設を伴わない方法について検討を行います。

また、インフラ資産については、市民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、大規模災害時等には救援や災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、計画的な整備や修繕・更新等を行っていきます。

今後は、市税収入等の伸び悩み、投資的経費の抑制など市の歳入・歳出構造が変化することが予想されています。必要な公共施設等を維持するためには、限られた経営資源を有効に活用していかなければなりません。

こうしたことから本市では、公共施設等マネジメント*を、6つの方針を定めて推進していきます。

【公共施設・インフラ資産】

方針1 まちづくりの視点

第六次甲府市総合計画や都市計画マスタープランなどにある「まちづくりの視点」との整合を図り、市民が安心して暮らすことができ、快適な生活環境が実現できるよう、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置や規模を目指します。

【公共施設】

方針2 施設総量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、市民生活に必要なサービス水準を維持しながら、統合、複合化、廃止等により施設総量の適正化を図ります。

方針3 施設の長寿命化

市民生活において、今後も保有していく必要がある公共施設については、予防保全型の維持管理により施設の長寿命化を推進し、機能の維持及び安全性の確保を図ります。

方針4 効率的な施設運営

市民サービス水準の維持・向上を前提として、管理運営にかかるコストの縮減及び民間活用も視野に入れた運営方法の検討や施設用途の転換等により、効率的な施設の運営を目指します。

【インフラ資産】

方針5 必要な機能の確保

災害時にも必要な機能を確保できるよう計画的に整備・更新を進め、市民生活の安全性及び利便性の確保を図ります。

方針6 長寿命化と費用の抑制

予防保全型の維持管理への転換により、施設の長寿命化を推進するとともに、中長期的な視点による計画的・戦略的な維持管理に努め、更新等費用の抑制・平準化を図ります。

※公共施設等マネジメント：縦割りにより各部署で管理していた公共施設等を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組

3.3. 保有量の目標

(1) 公共施設

これまでの投資的経費の実績及び今後の財政的制約を踏まえ、公共施設の延床面積の削減目標を設定します。

<投資的経費の想定額の設定>

投資的経費には、建替え及び改修など、既存の公共施設を更新等するための経費（既存更新分）、新たな公共施設を建設するための経費（新規整備分）、公共施設を建設するために用地を取得するための経費（用地取得分）があります。

今後は新たな施設整備を抑制していくことから、既存更新分に新規整備分の半分及び用地取得分を加えた約 38 億円を投資的経費実績額とします。

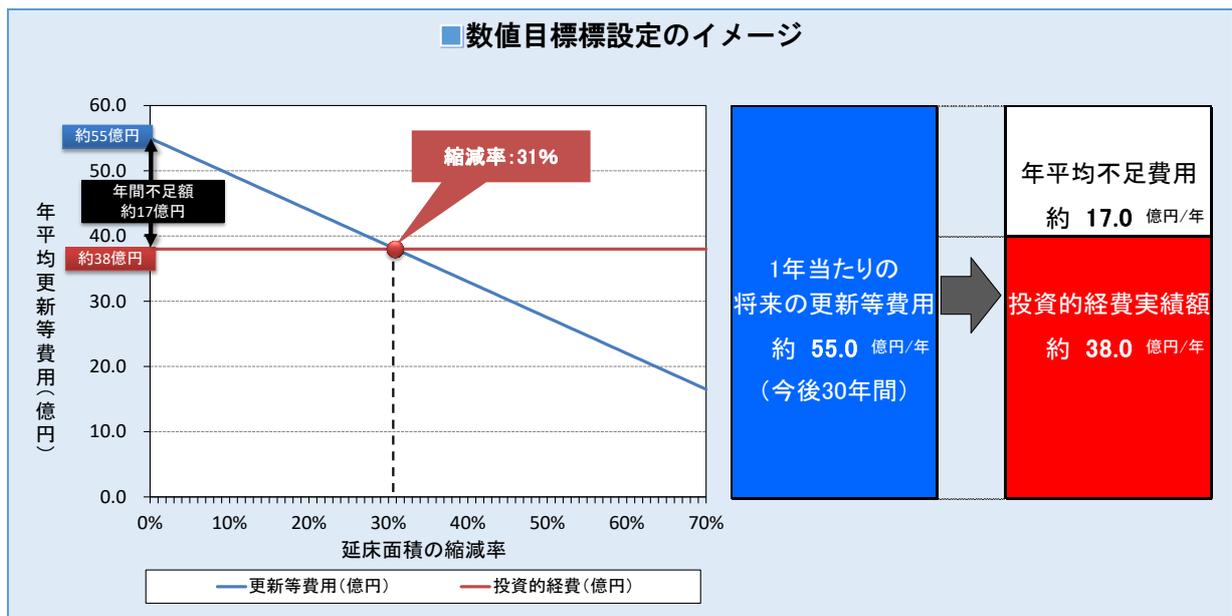
さらに、投資的経費の増加が見込めない状況であることを考慮して、投資的経費実績額の約 38 億円を将来の公共施設にかかる 1 年当たりの投資的経費の想定額とします。

<公共施設の保有量の算出>

将来の更新等費用は、1 年当たり約 55 億円がかかる見通しです。投資的経費実績額は約 38 億円であるため、年間で約 17 億円を削減する必要があります。

投資的経費実績額の約 38 億円以内に収めるためには、将来の更新等費用を 31% 程度、削減する必要があります。

約 17.0 億円（年平均不足費用） \div 約 55.0 億円（1 年当たりの将来の更新等費用） $\times 100 \div 31\%$
--

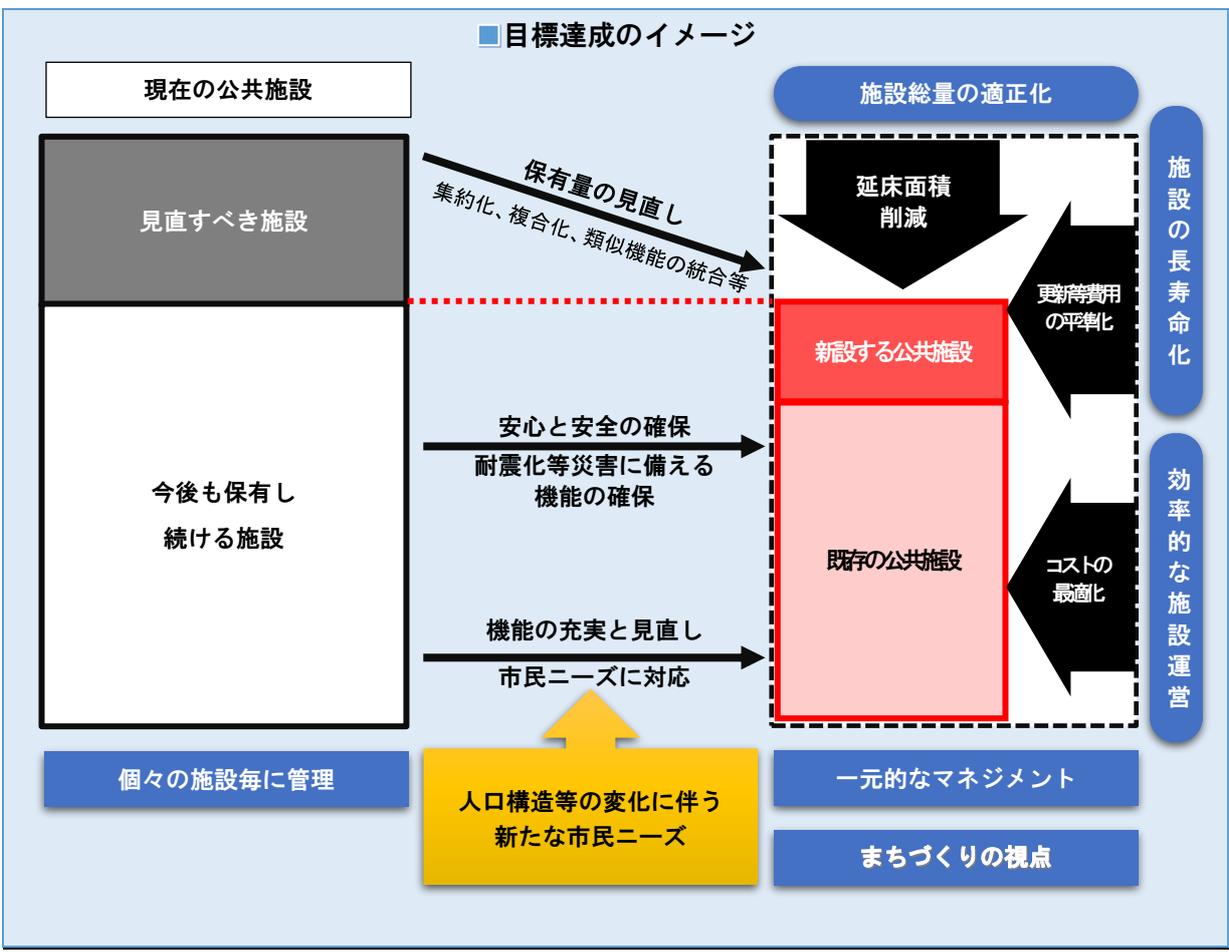


<削減目標の設定>

以上のことから、適切な行政サービス、公共施設の維持管理、運営を行っていくため、本市では以下の目標を設定します。

なお、削減目標は、今後の社会情勢の変化、財政状況、人口動向等に応じて適宜見直しを行っていきます。

**公共施設の保有量（延床面積）を
今後 30 年間で 31%削減することを目標とします。**



(2) インフラ資産

インフラ資産は、生活基盤等となる施設であり、一度敷設した道路・橋りょう・水道・下水道を廃止し、総量を削減していくことは現実的ではないため、計画的かつ予防的な修繕へと転換し、維持更新費用の縮減を図り、持続可能な施設保有を目指します。

3.4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断及び安全確保の実施方針

(公共施設)

建築年度別の公共施設の状況をみると、建築後 30 年以上経過した建築物の延床面積が 50%以上となっており、建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止することが極めて重要となります。

そのため、損傷や故障の発生に伴い修繕を行う「事後保全」から、日常的・定期的な点検や診断により機能の低下の兆候を検出し、事前に使用不可能な状態を避けるために行う「予防保全」に転換し、計画的な保全を図ります。

今後も維持していく施設を対象として法定点検（建築物や設備についての法令により定められている点検）と自主点検（施設管理者が自主的に行う点検）を組み合わせることで実施することにより、建築物や設備の機能を維持していくことを基本とします。また、自主点検に向けて、点検の対象となる部位や方法について整理した「自主点検マニュアル」を令和元年 9 月に作成したことから、今後は、施設管理者による自主点検を着実に実施することで合理的な維持管理を目指します。

建築後 30 年を経過している施設については、必要に応じて劣化度調査の実施を検討します。点検・診断や劣化度調査の結果、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ、更新、改修、解体等を検討し、安全性の確保を図ります。

また、供用廃止となっている公共施設や、今後利用する見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除去等を検討し、安全性の確保を図ります。

(インフラ資産)

インフラ資産は、都市の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行い、その結果得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録）を構築し、継続的に取り組んでいきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(公共施設)

公共施設については、予防保全を推進するうえで重要となる外壁、屋根、設備の修繕を実施している施設が少ないことから、修繕周期及び前述の点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に修繕を実施することにより機能の維持を図ります。

また、民間事業者や地域住民との連携も視野に入れながら、効率的な施設の運営や行政サービスの維持・向上を図ります。

施設の更新にあたっては、人口の動向や市民ニーズ、周辺施設の立地状況及び類似施設の状態等を踏まえ適正な規模を検討するとともに、機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設配置を目指します。また、民間事業者との連携や省エネ対応機器等の導入によりトータルコストの縮減を図ります。

(インフラ資産)

インフラ資産については、損傷状況や修繕履歴などを把握し、施設の需要や経済効果などを考慮のうえ整備の優先順位を明確化し、優先度に応じた計画的な維持管理及び更新を図ります。

また、必要に応じて民間事業者との連携により、効率的な施設運営を目指します。

(3) 耐震化及び長寿命化の実施方針

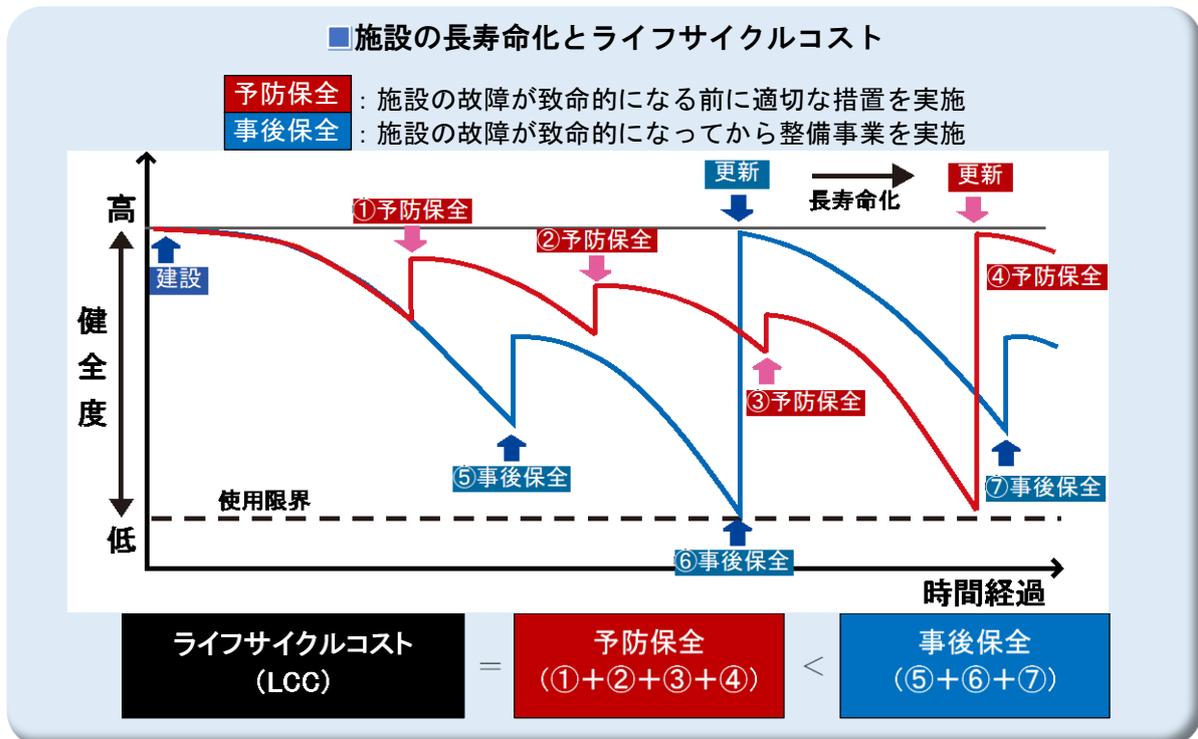
(公共施設)

耐震化未実施の施設のうち、耐震化が必要で今後も継続して保有していく施設については、施設の老朽度や今後の需要も考慮のうえ、段階的に耐震化を推進します。

施設の長寿命化については、事業の実施によりライフサイクルコストの削減を見込むことができる施設を対象とします。該当する施設は、定期点検や予防保全の結果を踏まえて改修を計画的に実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。

これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの削減を図ります。

また、今後新たに策定する各施設の個別計画については、本計画における方針と整合を図ります。



(計画期間中における公共施設の維持管理・更新に係る経費見込)

(億円)

	維持管理費等※ ①	更新等費用※ ②	合計 (LCC※) ③ ①+②	長寿命化後の LCC ④	LCC削減額(長寿命 化対策の効果額) ⑤ ③-④
普 通 計	1,489.88	1,482.02	2971.90	2,880.25	91.65
公営企業 会 計	514.23	181.71	695.94	688.3	7.64
合 計	2,004.11	1,663.73	3,667.84	3,568.55	99.29

※1 維持管理費：平成27年～29年度の3ヵ年平均（需用費、委託料、使用料及び賃借料の平均）

※2 更新等費用：標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」とされる60年を迎えるまでに、長寿命化修繕工事を実施する建築後40年未満の施設を対象に効果額を計算。長寿命化をした場合の工事内容は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（文部科学省）に示されている長寿命化型の維持・更新コスト算出の考え方に基づいた周期（大規模改造20年、長寿命化改修40年、大規模改造60年、改築80年）を採用。算出の基礎となる1㎡あたりの費用は『建築物のライフサイクルコスト』（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に示されている修繕・建設コストの平均値を採用。

※3 ライフサイクルコスト（LCC）：公共施設等の企画・設計から維持管理、廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の総額。

(インフラ資産)

インフラ資産は、利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要であることから、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検結果に基づき耐震化を推進していきます。また、原則として施設を長寿命化し、機能の維持を図ります。既に長寿命化計画が策定されている施設については、各計画の内容を踏まえて進めていきます。

今後新たに策定する各施設の個別計画については、本計画における方針と整合を図ります。

(4) 統合や廃止の推進方針

(公共施設)

令和元年7月に策定した「甲府公共施設再配置計画」に基づき、人口動向や財政状況等を踏まえながら、施設の統合や廃止を検討していきます。検討にあたっては、施設の利用状況や運営状況、費用の状況、地理的条件、まちづくりの視点などにより継続的に施設評価を実施するとともに、必要な施設規模と適切なサービスを見極めながら、「維持」「統合」「廃止」などの実施に向けた「個別方針」を策定します。

個別方針の策定にあたっては、公共交通機関へのアクセス性の向上や、駐車スペースの確保等、交通弱者に配慮したコンパクトかつ利便性の良い配置を検討するとともに、耐用年数を超過した施設や、当初設置された目的以外の用途で利用されている施設については、今後の活用の方向性について検討していきます。

また、再配置手法の基本的なパターンを、次のとおり定め、再配置の具体的な方向づけを行う際には、これらの手法を組み合わせ、各施設の特性に応じた再配置を適用していきます。

①施設整備を中心とした再配置の基本的なパターン

期待される効果
 ◎：削減効果大
 ○：削減効果小
 △：効果はほぼ無し

手法	内容	具体的な取組イメージ	期待される効果			
			延床面積	維持管理に係る費用	運営に係る費用	その他
集約化	同一用途の複数施設を集約		◎	◎	◎	<input type="checkbox"/> 利用圏域の重複を解消 <input type="checkbox"/> 施設整備コスト削減 <input type="checkbox"/> 跡地活用
複合化	周辺の異種用途の施設と複合		◎	○	△	<input type="checkbox"/> 利便性向上 <input type="checkbox"/> 拠点施設の整備 <input type="checkbox"/> 多世代交流の促進 <input type="checkbox"/> 跡地活用
統合	機能が類似する複数施設を統合		◎	◎	○	<input type="checkbox"/> 利便性向上 <input type="checkbox"/> 拠点施設の整備 <input type="checkbox"/> 利用圏域の重複を解消 <input type="checkbox"/> 施設整備コスト削減 <input type="checkbox"/> 跡地活用
廃止	役割を終えて必要性の無くなった施設を廃止		◎	◎	◎	<input type="checkbox"/> 跡地活用
適正規模での更新	低未利用スペースの状況等を踏まえ、適正な規模で更新		◎	○	△	<input type="checkbox"/> 施設整備コスト削減

手法	内容	具体的な取組イメージ	期待される効果			
			延床面積	維持管理に係る費用	運営に係る費用	その他
広域連携	県や周辺市町が保有する施設との相互利用・共同運営		◎	◎	◎	<input type="checkbox"/> 利便性向上 <input type="checkbox"/> 施設整備コスト削減
長寿命化	既存施設を最大限利用し、更新等費用の抑制と平準化を図る		-	○	△	<input type="checkbox"/> 更新等費用の抑制と平準化

②管理運営を中心とした再配置の基本的なパターン

期待される効果
 ◎：削減効果大
 ○：削減効果小
 △：効果はほぼ無し

手法	内容	具体的な取組例	期待される効果			
			延床面積	維持管理に係る費用	運営に係る費用	その他
管理運営の委託等	施設の管理運営等を民間事業者等に委託	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度の適用 <input type="checkbox"/> 市民協働による施設の管理運営等	△	○	○	<input type="checkbox"/> サービス水準の向上
民間施設等の活用	民間施設を活用したサービス提供又は民間事業者による代替サービス提供		◎	○	△	<input type="checkbox"/> 利便性向上 <input type="checkbox"/> 施設配置の改善 <input type="checkbox"/> 施設整備コスト削減
民間事業者との連携	施設整備や管理運営に民間の活カや資金を活用	<input type="checkbox"/> 低未利用スペースの貸付けによる民間施設との複合化 <input type="checkbox"/> PPP/PFIの導入等	○	◎	◎	<input type="checkbox"/> 拠点施設の整備 <input type="checkbox"/> サービス水準の向上 <input type="checkbox"/> 施設整備コスト削減

(インフラ資産)

インフラ資産については、施設の長寿命化を基本とし、社会・経済情勢や市民のニーズを踏まえ、必要に応じて適正な供給を図ります。

(5) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

① 庁内におけるマネジメント意識の啓発

職員一人ひとりが公共施設及びインフラ資産の現状や本計画の策定意義などを十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、維持管理へと意識転換を図っていくとともに、社会経済状況や市民ニーズの変化に対応できるような市民サービスの提供のため、自らが創意工夫を実践していくことが重要です。そのため、研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

② 民間事業者との連携

令和2年9月に策定した「甲府市公共施設等マネジメントにおけるPPP導入ガイドライン」に基づき、PPP[※]やPFI[※]等、民間事業者との連携を積極的に推進し、事業の効率化や市民サービスの向上を図ります。

※PPP:パブリック・プライベート・パートナーシップ: 公民連携

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※PFI:プライベート・ファイナンス・イニシアティブ

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

③ 議会・市民との情報共有

公共施設等マネジメントの推進は、まちづくりのあり方につながるものであるため、議会及び市民への情報提供と意見聴取をする中で進めていきます。

また、本計画の進捗状況等については、議会への説明とホームページ等で市民に公表してまいります。

(6) ユニバーサルデザイン化推進方針

年齢、性別、国籍、障害の有無など、可能な限り多くの施設利用者が、利用しやすい施設を目指し、甲府市ユニバーサルデザイン^{※1}ガイドラインを踏まえた視点から、各施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

推進にあたっては、各施設におけるバリアフリー^{※2}の対応状況を調査し、未対応となっている施設の把握に努めるとともに、各施設の利用実態や今後の再配置の動向等を踏まえながら、ユニバーサルデザイン化を必要とする対象施設を選定します。

※1 ユニバーサルデザイン:障がいの有無、年齢、性別、人種にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。ユニバーサルデザインの基本的な方向性を確認するため、本市では平成26年3月に「甲府市ユニバーサルデザインガイドライン」を作成。

※2 バリアフリー:建築分野において、段差等の物理的障壁の除去をさすこと及び傷害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去のこと。

(7) 脱炭素化の推進方針

「甲府市地球温暖化対策実行計画」等との整合を図りながら、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用の取組み等により脱炭素化を推進します。

(8) 地方公会計（固定資産台帳）の活用方針

毎年更新する施設カルテの管理運営情報及び公共施設等の点検や診断結果等と合わせ、公会計制度における固定資産台帳が保有する情報（減価償却費等）を活用します。

(9) 資産の利活用に関する基本方針

公共施設等マネジメントの取組で新たに生み出される未利用資産等は、平成 29 年 4 月に策定した「甲府市資産（土地・建物）利活用基本方針」に基づき、利活用を図ります。

(10) 広域連携推進方針

中核市として甲府圏域全体の活性化を目指し、県や周辺市町との広域連携を図りながら、施設の相互利用等を検討します。

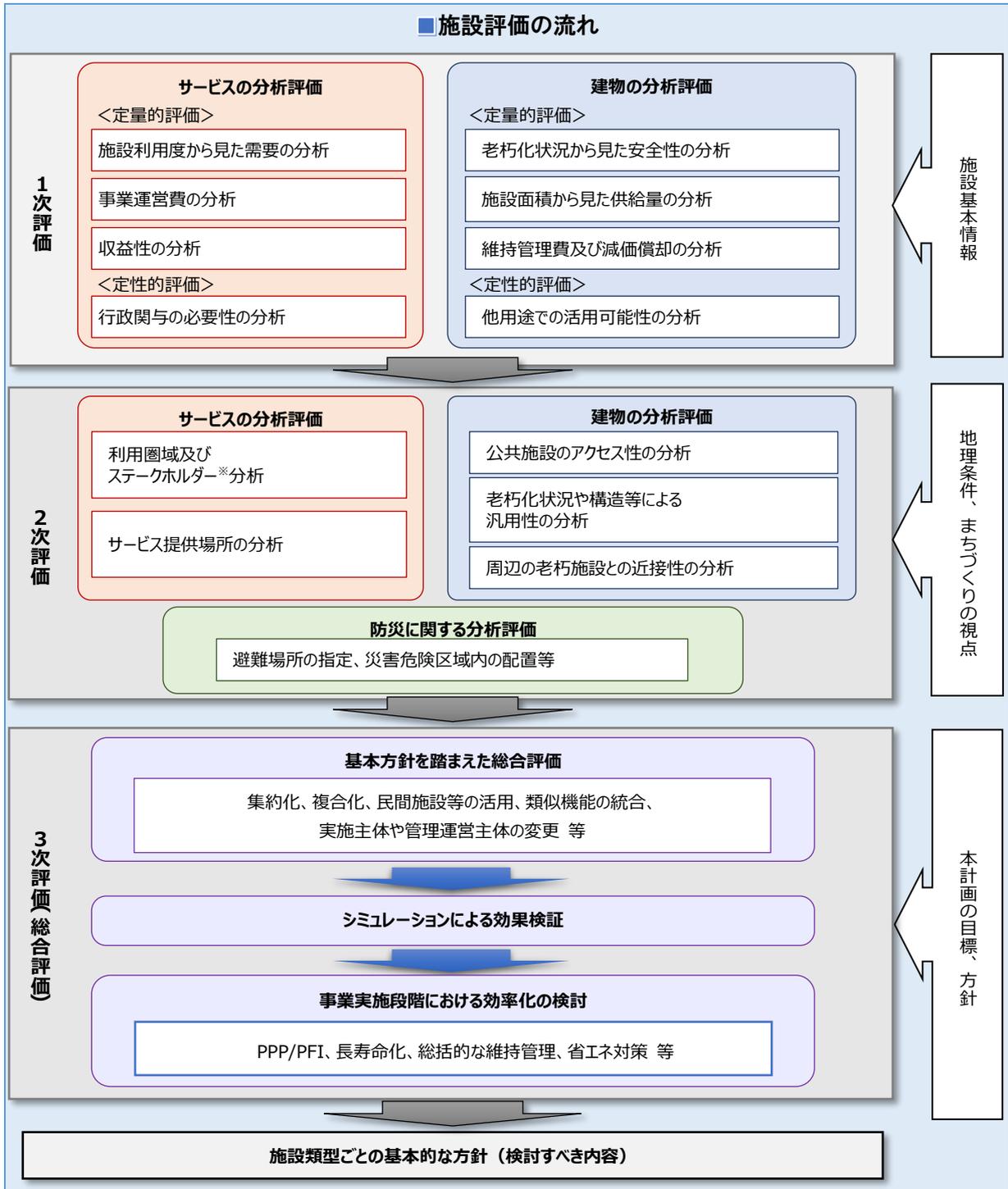
(11) まちづくりにおける各種計画及び国県管理施設との連携方針

本計画の基本方針 1 に掲げる「まちづくりの視点」の推進にあたっては、まちづくりに関する各種計画等との整合を図りながら、国、県が所管する公有財産の活用など国、県、市が連携した取組みを推進します。

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1. 公共施設

施設類型ごとの基本的な方針は、下図の流れに従い、次ページの施設分類表で示す小分類ごとの相対評価を実施し、再配置計画において方向性を定めるものとします。



※ステークホルダー：公共施設を直接的又は間接的に使用する利害関係者のこと。施設を利用する方、団体及び施設管理者等を指す。

■施設分類表

大分類	中分類	小分類	対象施設数
01 市民文化系施設	01 集会施設	01 市民センター	8
		02 地域公民館	4
	02 文化施設	03 悠遊館	14
		04 市民会館	3
02 社会教育系施設	03 図書館	05 図書館	1
	04 博物館等	06 博物館等	5
		07 社会教育センター	1
03 スポーツ・レクリエーション系施設	05 スポーツ施設	08 スポーツ広場・施設	6
	06 レクリエーション施設	09 キャンプ場	6
04 産業系施設	07 産業系施設	10 勤労会館	1
		11 農業関係施設	24
		12 その他	4
05 学校教育系施設	08 学校	13 小学校	25
		14 中学校	11
		15 高等学校	1
		16 専門学校	1
	09 その他教育施設	17 総合教育センター	2
06 子育て支援施設	10 幼保・こども園	18 保育所	7
	11 幼児・児童施設	19 児童館・児童センター	6
		20 幼児教育センター	2
		21 放課後児童クラブ	12
07 保健・福祉施設	12 高齢福祉施設	22 老人福祉センター	5
	13 障がい福祉施設	23 障害者センター	1
	14 その他福祉施設	24 保健センター	1
		25 その他	6
08 医療施設	15 医療施設	26 市立病院	1
		27 地域医療センター	1
09 行政系施設	16 庁舎等	28 市庁舎	5
		29 支所	4
	17 消防施設	30 消防団本部等	31
	18 その他行政系施設	31 研修センター	1
		32 道路補修センター	1
		33 防災センター	3
		34 管理棟・事務所	6
		35 倉庫・書庫等	8
		36 防災倉庫	3
37 水防倉庫		9	
10 公営住宅	19 公営住宅	38 公営住宅	23
11 公園	20 公園	39 都市公園	30
		40 チビッコ広場	6
12 供給処理施設	21 供給処理施設	41 ごみ処理場	5
	22 産業系施設	42 その他	1
13 その他	23 その他	43 リサイクルプラザ	1
		44 駐輪場	2
		45 斎場・墓場	2
		46 公衆便所等	7
		47 卸売市場	1
施設総数			308

4.2. インフラ資産

(1) 道路、橋りょう、トンネル

- ・事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び維持管理・更新費用の平準化に努めていきます。
- ・都市計画道路については、「甲府市都市計画道路整備プログラム」に基づき、計画的な道路整備を行っていくとともに、都市計画道路の見直し等により、新規整備費用の抑制を検討していきます。
- ・5年に1度の定期点検*とは別に、日常的な維持管理として、道路維持パトロールによる点検を検討していきます。この点検により損傷などが確認された場合は、緊急性に応じて、補修工事を適宜行うものとします。
- ・橋りょうについては、「甲府市橋梁長寿命化修繕計画」による対策優先度による長寿命化の実施、耐震対策に応じた橋りょうの耐震化を順次進めていきます。損傷が著しい橋りょうの内、橋長が短く、架替えのために施工上の制約が少ない橋りょうなどは、修繕によって長寿命化を図るのではなく架替えを行うことも検討していきます。
- ・個別計画が策定されていない施設については、定期的な点検・診断等の結果に基づき、予防保全型維持管理を前提とした施設計画を検討していきます。

※5年に1度の定期点検：道路トンネル定期点検要領（国土交通省）、道路橋定期点検要領（国土交通省）に位置付けられている定期点検の頻度

(2) 上水道

- ・将来にわたって施設・財政両面で健全性を確保していくため、アセットマネジメントシステムの構築を図り、今後の収支バランスを考慮した施設更新計画を策定し、効率的かつ効果的な管理運営を行っていきます。
- ・日常的な維持管理として、水道施設パトロールなどの日常点検の強化を図ります。
- ・本市は、東海地震防災対策強化地域に指定されていることから、現況施設の地震被害の想定結果に基づき策定された「水道施設耐震化計画」により、施設の耐震化を図っていきます。
- ・独立採算を基本とする地方公営企業として、長期的な投資を伴う施設産業である事業を、将来にわたり安定的に継続していくために、財務体質の改善・強化、民間的な経営手法を導入するなど経営基盤の強化を図り、経営の効率化を行っていきます。
- ・水需要構造が変化していることから、負担の公平性に留意しながら、事業環境に応じた適正な水道料金のあり方を検討していきます。

(3) 下水道、雨水渠

- ・下水道事業の役割を踏まえ、お客様に対し良好な下水道サービスを継続的に提供するため、中長期的な視点で健全な経営と事業実施体制を確保する中で、年々増加していく老朽化施設に対し計画的かつ効果的な施設管理の実現に向けて、甲府市上下水道施設アセットマネジメントシステムを構築します。

- ・アセットマネジメントにおいて、策定される点検・調査計画及び長期改築事業計画に基づき、下水道施設の劣化状況を情報として蓄積する中で、適切な時期に施設の長寿命化及び改築対策を実施するとともに、適正な維持管理費に基づく下水道使用料のあり方を検討していきます。
- ・東海地震防災対策強化地域に指定されていることから「甲府市下水道総合地震対策計画」に基づき、防災対策として下水道施設の耐震化を図り、かつ、「甲府市下水道事業業務継続計画（BCP）地震編」により、地震による下水道施設の被害を想定し、震災時においても市民の命や生活が守られるよう、減災対策を実施し、被害の最小化を図る中で下水道の業務継続を実現します。

（４）簡易水道

- ・甲府市の南北に展開する山間地域において公衆衛生の向上と公共福祉の推進に寄与することを目的とし、将来に向けて地域住民に安全で安心な水を安定的に供給できるよう、適切な維持管理と持続可能な事業運営を図っていきます。
- ・第一次甲府市簡易水道等事業運営計画に基づき、遠隔監視システムの導入、導水管の更新、施設の耐震診断などを進めるとともに、水道施設の維持管理や水源から給水栓までの一貫した水質管理体制などを整え、水道システムの基盤強化に努めていきます。

（５）農道、林道

- ・農林業の生産性の向上、農用地及び森林の適正な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて適切な整備を図ることにより、農林業の振興に寄与していきます。

（６）農業集落排水、農業用灌漑用水

- ・農業用集落排水は、上九一色地域において、芦川及び農業用水の水質保全と生活環境の向上を図るため、平成９年度から古閑・梯農業集落排水施設の供用が開始されています。今後においても、施設の機能保全を図っていく必要があることから、①巡回管理における点検、補修、②定期的な機能診断調査と評価、③調査結果に基づく施設分類と劣化予測、効率的な機能保全対策工法の比較検討、④所要の対策工事の実施、⑤調査・検討の結果や対策工事に係る情報の蓄積等を、段階的・継続的に実施する「ストックマネジメント」の考え方を導入し、施設の維持管理に努めます。
- ・農業用灌漑用水は、農地で安定した水管理を行うための施設であり、ぶどう、もも等の果樹の安定した生産を図るうえで必要不可欠な施設です。また、農業用水は、農作物のかんがい用だけではなく、防火用水、地下水涵養、親水空間の形成及び生態系の保全など地域の人々の暮らしにも大いに役立っています。しかし、当初の整備から相当な年数が経過しており、施設の劣化による性能の低下が懸念されます。そのため、施設の点検や機能診断により劣化の状況を把握し、適切な材料や対策工法の選択による施設の長寿命化に努めます。また、設備の更新と併せて省エネ施設の導入も検討します。

5. 公共施設等マネジメントの推進体制

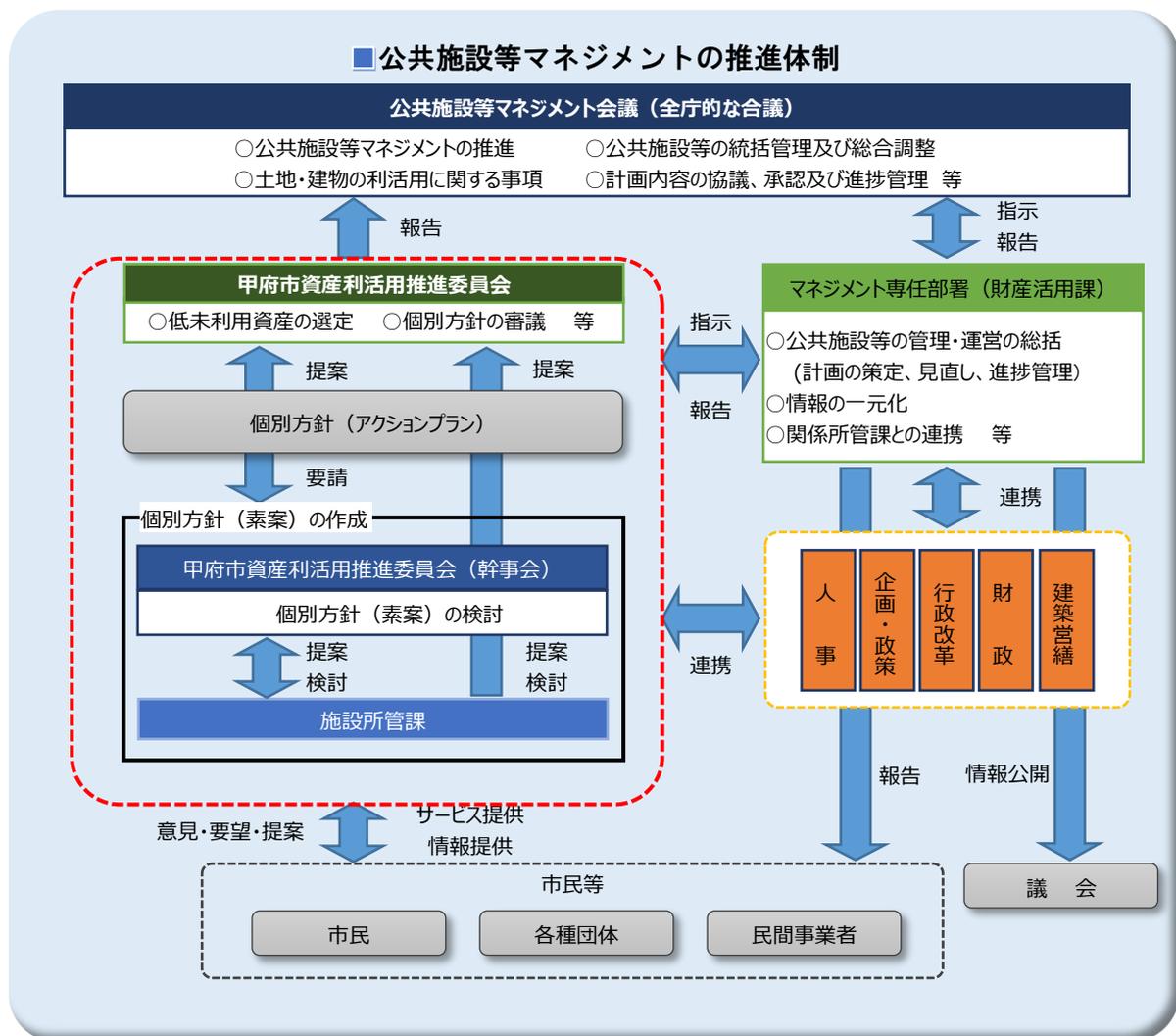
5.1. 全庁的な取組体制

本市における公共施設やインフラ資産についての全体把握と、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に把握、整理し、最適な配置を実現するため、庁内組織である「甲府市公共施設等マネジメント会議」を平成26年5月に設置しました。

また、本計画に定める目標達成に向け、土地の利活用等を含めた総合的かつ戦略的な経営活動を強化、加速させ、各施設の再配置に向けた具体的な個別方針等を審議していく必要があることから、平成29年4月に「甲府市資産利活用推進委員会」を設置しました。

今後は、庁内横断的な検討を行うため、公共施設等マネジメントの専任部署が主体となり、本計画の進行管理や施設所管課で保有する公共施設について一元的な情報管理・集約等を推進します。

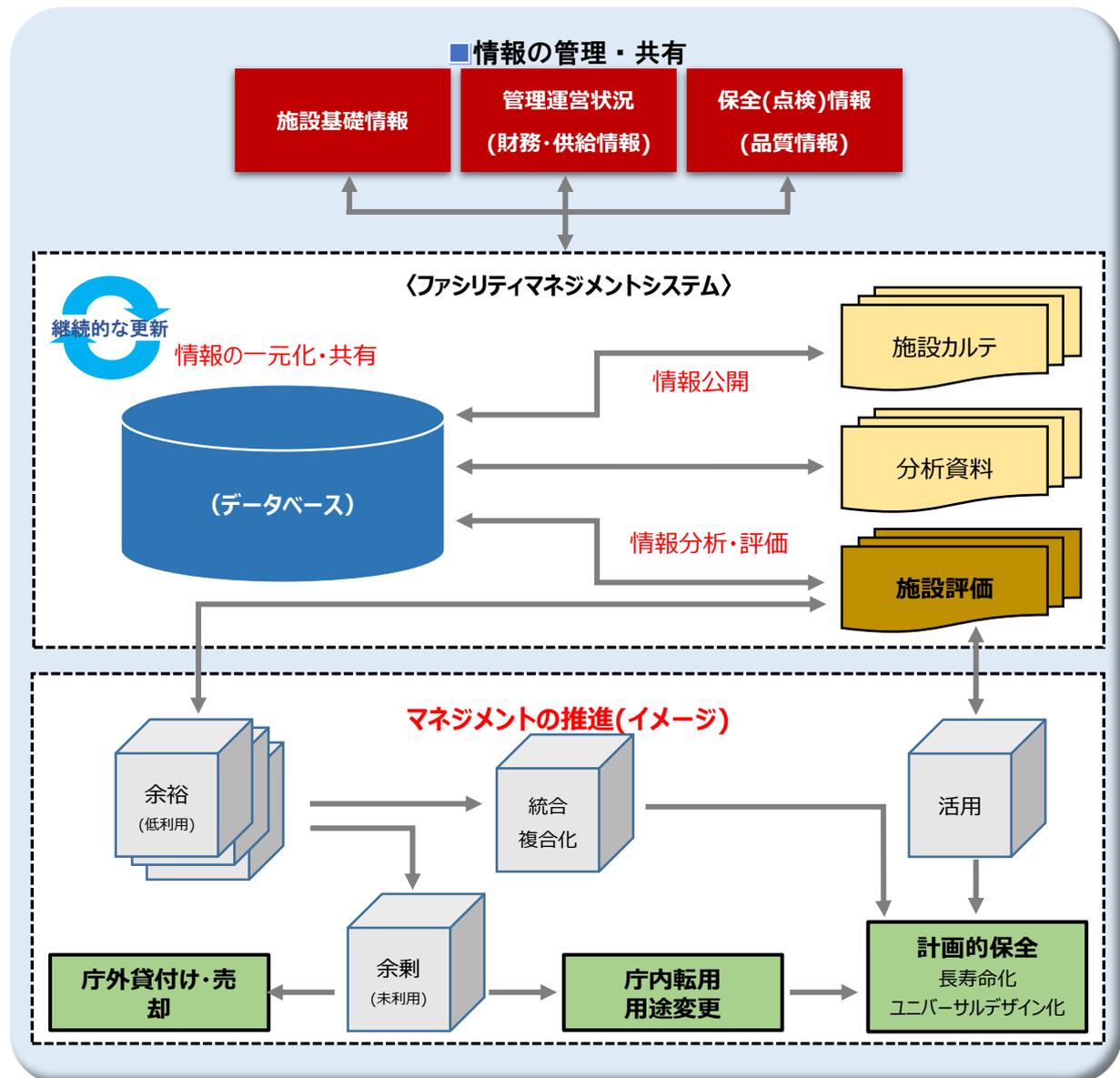
なお、公共施設等マネジメントの推進にあたっては、財政担当部署等との密接な連携のもと、事業優先順位等を検討していきます。



5.2. 情報管理・共有のあり方

公共施設等マネジメントの推進にあたっては、市が保有するすべての公共施設等の各種情報を分析評価したうえで、全体調整を図っていく必要があります。

このことから、公共施設情報の管理機能とマネジメント機能を一元化することを目的とした「ファシリティマネジメントシステム」を活用し、施設カルテ^{※1}の作成や施設評価^{※2}等を継続的に行いながら、効率的かつ効果的なマネジメントを推進していきます。



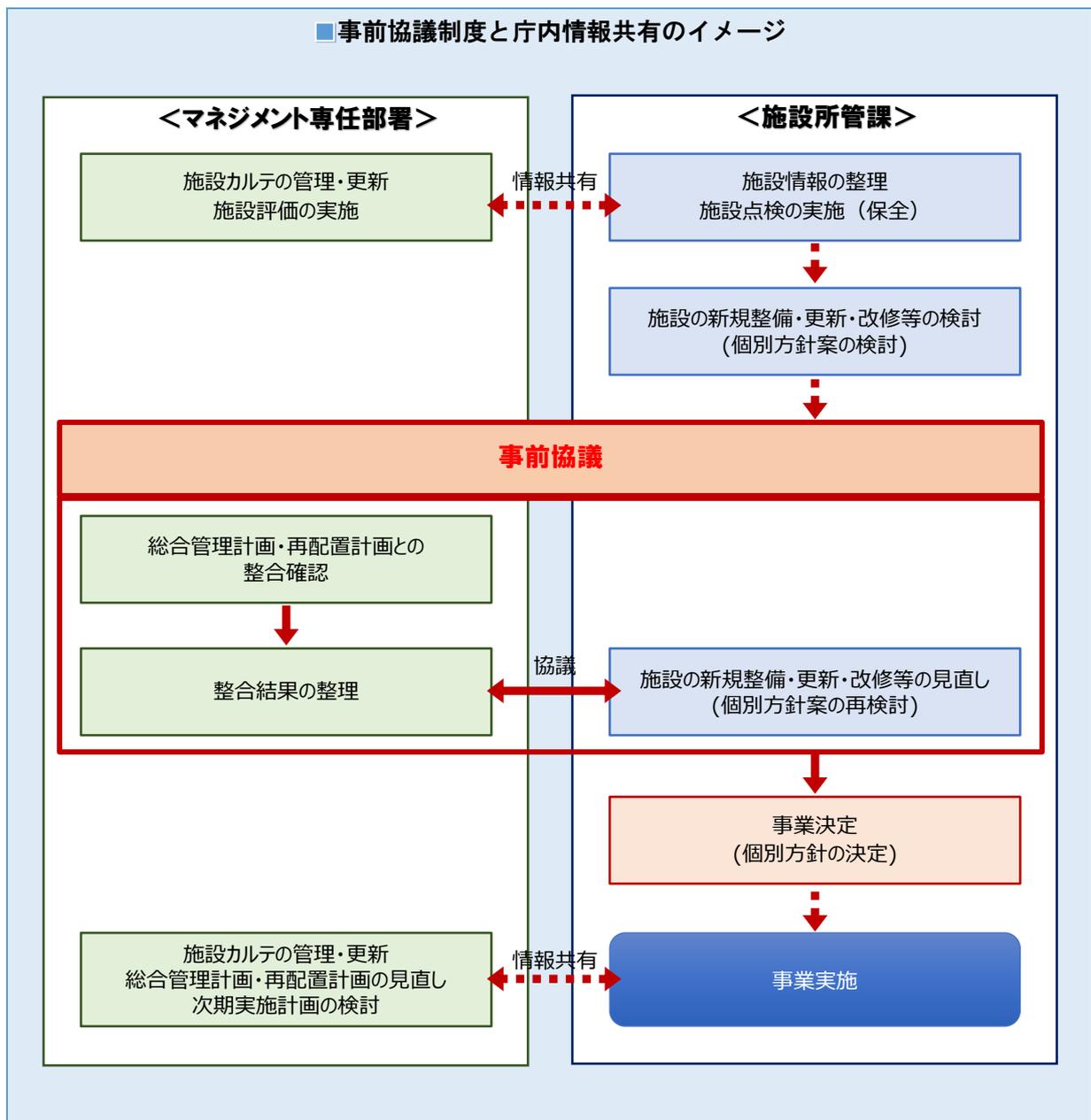
※1 施設カルテ：各施設の情報を「財務（コスト）」「品質（ストック）」「供給（サービス）」の視点で整理し、グラフ等を用いてまとめたもの。

※2 施設評価：再配置にあたっては、各施設が抱える課題等を抽出し、各課題等を改善する取組みを検討する必要があることから、すべての公共施設において「施設評価」を実施します。なお、施設評価は、毎年作成する施設カルテ等の情報等を用いながら財務、品質、供給の3つの視点から継続的に実施します。

5.3. 事前協議制度の構築

公共施設等全体の最適化を図るためには、日々変化し続ける各施設の現状や課題等を的確に捉え、長期的かつ経営的な視点から、横断的な調整を実施する必要があることから、令和2年7月に「事前協議制度」を構築しました。

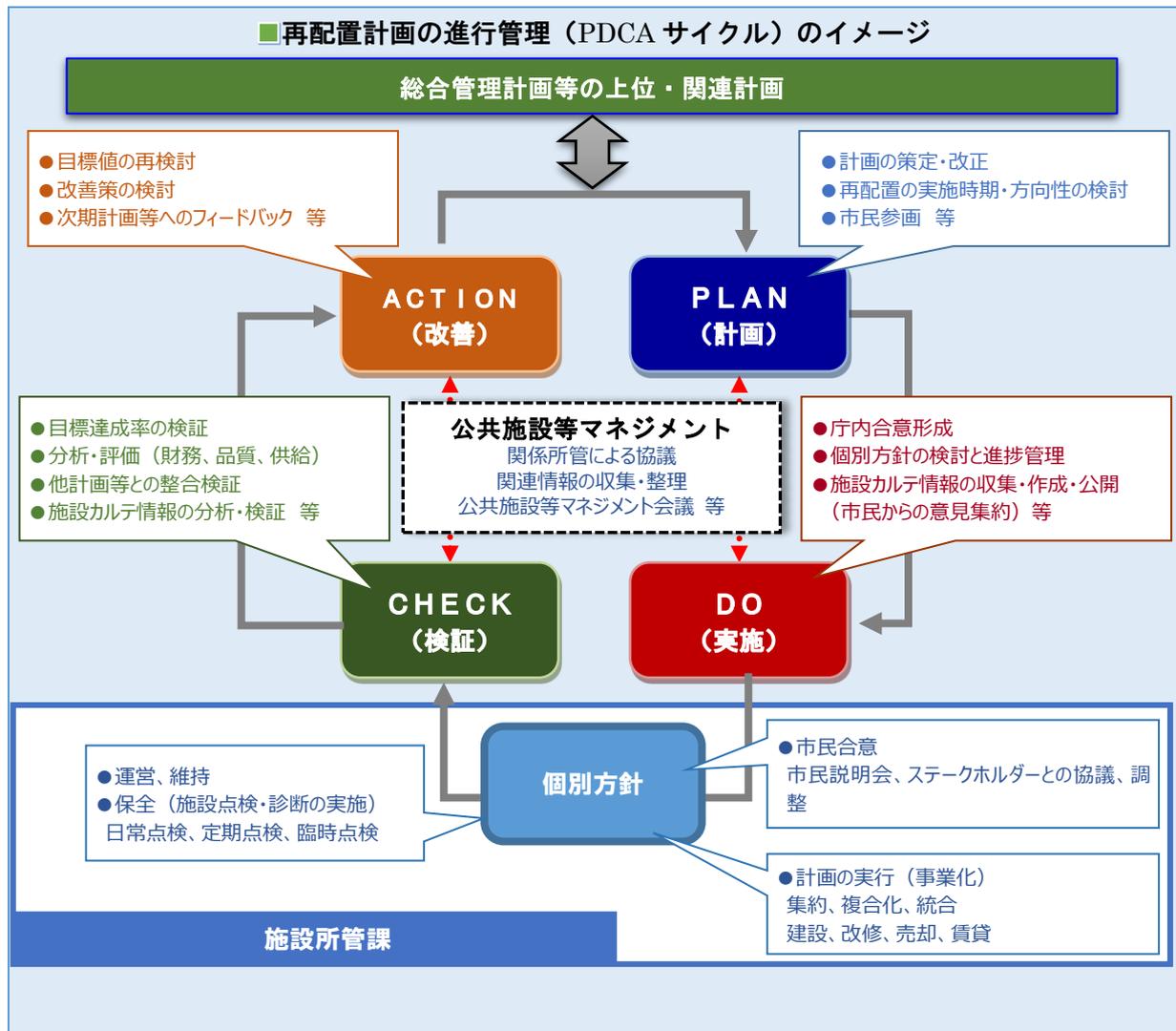
今後は本制度に従い、必要とされる施設整備等*の実施に際しては、各事業の構想や計画段階から施設所管課とマネジメント専任部署が情報を共有するとともに、公共施設等マネジメントの観点から協議を行うことで実効的な計画の推進を図るものとします。



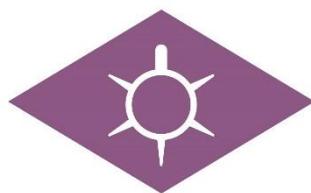
※今後必要とされる施設整備等
事前協議の対象は、公共施設等における建物の新築、増築、建替え、取得、用途変更、大規模改修を想定しています。

5.4. フォローアップの実施方針

本計画を確実に推進していくためには、計画策定後に実行される個別方針（アクションプラン）の策定や各種取組みの状況を把握及び評価し、そこで得られた成果や課題等を検証しながら、改善策を検討するとともに、継続的な計画の見直しによって実効性を高めていく必要があることから、下図に示す PDCA サイクルにより、総合的かつ弾力的な進行管理を行い、フォローアップを図ります。



- PLAN (計画) の段階では、計画を策定 (改正) し、市内横断的な調整により、再配置に取り組むべき施設抽出と、その実施時期及び方向性を検討します。
- DO (実施) の段階では、再配置計画に基づく、施設ごとの具体的な施設整備や運営手法を検討し、個別方針の検討等、市内合意形成を図ります。
- CHECK (検証) の段階では、実施した事業や各施設で実施した施設点検や診断の結果に基づき、目標達成率及び効果の検証、財務分析、他計画等との整合性の検証等を行います。
- ACTION (改善) の段階では、CHECK (検証) 段階で分析及び検証した内容を踏まえて、目標値の再検討、次期計画等へのフィードバック等を行います。



甲府市公共施設等総合管理計画

甲 府 市

発行 平成 28 年 3 月

改訂 令和元年 7 月

改訂 令和 4 年 7 月

住 所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号

電 話 055-237-1161 (代表)

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>

担 当 企画財務部 企画財務総室 財産活用課
